

第六十一回 参議院 内閣委員会 會議録 第二十号

昭和四十四年六月十二日(木曜日)
午前十時四十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 八田 一朗君
理事 石原幹市郎君
柴田 栄君
北村 暢君
山崎 昇君

委員 王置 猛夫君
長屋 茂君
山崎 龍男君
山本茂一郎君
林 虎雄君
前川 旦君
村田 秀三君
中尾 辰義君
峯山 昭範君
片山 武夫君
岩間 正男君

國務大臣 運輸大臣 原田 憲君
國務大臣 床次 徳二君

政府委員 宮内庁次長 瓜生 順良君
皇室経済主管 並木 四郎君
厚生大臣官房長 戸澤 政夫君
厚生省公衆衛生局長 村中 俊明君
厚生省環境衛生局長 金光 克己君
厚生省医務局長 松尾 正雄君
厚生省社会局長 今村 讓君

運輸省鉄道監督 山口 真弘君
局固有鉄道部長
事務局側 常任委員会専門員 相原 桂次君
説明員 大蔵省主計局主 辻 敬一君
計官

本日の会議に付した案件

○昭和四十二年及び昭和四十三年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○同和对策事業特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

昭和四十二年及び昭和四十三年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。原田運輸大臣。

○國務大臣(原田憲君) ただいま議題となりました昭和四十二年及び昭和四十三年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体の共済組合が支給しております旧国家公務員共済組合法及び現行の公共企業体職員等共済組合法に基づく既裁定年金の額につきまして、このたび、別途今国会に提案されました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じまして、所要の改正措置を行なうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、年金額の改定内容であります。公共企業体の共済組合が支給しております既裁定年金の額につきましては、昭和四十三年度におきまして年金額算定の基礎となる俸給を、昭和四十年改定後の額に對し原則として二〇%増額することにより、その改定を行なうところであり、さらに、その増額率を四四・八%に改めることとし、昭和四十四年十月分以後、年金額を増額することといたしております。

次に、最低保障額の改正であります。旧法年金につきましては、退職年金及び廃疾年金の最低保障額六万円を九万六千円に、遺族年金の最低保障額三万円を四万八千円にそれぞれ引き上げることとしております。

以上のほか、今回の恩給法等の改正案におきまして、傷病年金を併給されている普通恩給受給者の一部についての普通恩給額の是正、未帰還公務員の在職年の制限撤廃及び本土の公務員であった者等の琉球諸島政府職員期間通算についての制限撤廃等の改正措置がとられることとなっておりますので、これに伴い既裁定年金額の増額等、所要の改正措置を講ずることとしたものであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(八田一朗君) 本案の審査は後日に譲りたいと存じます。速記とめてください。

〔速記中止〕

○委員長(八田一朗君) 速記始めてください。

○委員長(八田一朗君) 同和对策事業特別措置法案を議題といたします。床次総理府総務長官。趣旨説明を聴取いたします。

○國務大臣(床次徳二君) ただいま議題となりました同和对策事業特別措置法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、さきの同和对策審議会の答申等の趣旨を尊重いたしまして、かねてより同和对策事業の積極的な実施につとめてまいりましたところであり、さらに、昭和四十四年度からは十カ年計画で同和对策長期計画を充足させ、これを一段と推進したいと考えております。

しかしながら、この問題を一日も早く解決するためには、この際、各省庁が実施している同和对策事業についてその目標を明らかにし、この目標を達成するための財政上の特別措置を講ずることが緊要事と考え、ここに日本国憲法の精神にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域を対象とし、当該地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的として、同和对策事業特別措置法案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案のおもな内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一に、国及び地方公共団体が協力して行なう同和对策事業について、その目標と内容を明らかにしたことあります。すなわち、対象地域における住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因の解消をはかることを同和对策事業の目標とし、そのため、生活環境の改善、社会福祉の

増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等、必要な措置を講ずることとしたこととあります。

第二に、同和对策事業の円滑なる実施をはかるため、国及び地方公共団体並びに国民の責務を定めるとともに、関係行政機関等の協力義務を定めたとあります。

第三に、同和对策事業に要する経費について、地方公共団体の財政負担を軽減するため特別の措置を講ずることとし、同和对策事業にかかる国の負担または補助の割合を引き上げるとともに、地方公共団体の起債について特例を設け、その元利償還金を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入することとしたこととあります。

なお、この法律は、十年間の時限立法とし、問題の早急な解決をはかることとしてあります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

以上でもって提案理由の説明を終わりました。なおこの機会に、この法案の提案を見るに至りますまでに、各党関係者の各位に対しまして、特別の御配慮をいただきまして、その結果、提案することができたことを感謝申し上げる次第であります。

○委員長(八田一朗君) 本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(八田一朗君) 宮内庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。

なお、本法律案は衆議院において修正議決されておりますので、その修正部分の説明を聴取いたします。床次総理府総務長官。

○国務大臣(床次徳二君) ただいま議題となりました宮内庁法の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の内容といたしましては、本改正案中、臨時皇居造営部の廃止に関する改正につきまして

は、昭和四十四年四月一日から改正することとさせていただいておりますが、すでにその日が経過しておりますので、これを公布の日に変更されたものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(八田一朗君) それでは、質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○北村暢君 総務長官せっかくおいでになっておりますから、まず宮内庁の設置法の審議に入るにあたりまして、若干総理府総務長官と宮内庁との関係について伺いたいと思っておりますが、提案理由の説明等は総務長官からお伺いしたのであります。総理府所管の外局には各府省大臣が充てられておられるのであります。宮内庁だけは国務大臣が充てられていないわけですが、したがって宮内庁だけは外局でありますけれども、総務長官が責任を持って国会の答弁、その他をされることになるのだらうと思うのですが、一体総務長官と宮内庁との行政上のつながりというのはどの程度あるのか、あまりこまかいことを聞いても総務長官におわかりになるのかならぬのか、このところが問題だと思っております。まず総務長官と宮内庁とのつながりから伺いたいと思っております。

○国務大臣(床次徳二君) 宮内庁は総理府の外局であります。行政組織法の第三条により設置せられたところの行政機関でございます。したがって、宮内庁の全般的な問題におきましては、総理大臣が責任を持つわけでありまして、しかし総理府の長官という立場に立ちまして、宮内庁の問題に對しまして所管をいたしておる次第であります。予算その他の問題につきましては、総理府長官を経由いたしまして、今日いろいろの処置を行なっております。

○北村暢君 そうしますと皇室會議並びに皇室經濟會議等の経過等については、総務長官は一々承知をしておる、こういうふうに理解してよろしいのですか。

○国務大臣(床次徳二君) 皇室經濟會議その他に對しましては、総理大臣が中心となって行なっておりますが、しかし事務的にはやはり連絡を受けておられます。正式なメンバーではございませんけれども、皇室會議にはことしから総務長官も出席いたしまして、會議の模様を伺っております次第でございます。

○北村暢君 そうしますと、総務長官もそういう會議には、正式のメンバーではないけれども、出席をされておられるということのようでございませうから、経過等については理解をされておる、こういうふうに理解してよろしいかと思っております。

そこで、若干法案に関連をして最初にお伺いいたしますが、新宮殿の完成に伴いまして臨時皇居造営部を廃止することになっておりますが、従来の臨時皇居造営部の機構、定員というのはどうなっておりますか。

○国務大臣(床次徳二君) 先ほどちょっと私が申しましたのは、これは一つ足りなかったのです。が、皇室經濟會議に出ていられるように申し上げました。メンバーでございませぬけれども出ておると申し上げましたが、メンバーでございませぬけれども、皇室經濟會議の懇談会に出まして、これは結構な模範を伺っておりますが、いつも會議の問題につきましては、総理府の長官として連絡を受けておりますことを申し添えたいと思っております。

なお、造営に関するところの措置が終りましたので、今回提案をいたしました。その人数その他に關しましては次長からお答え申し上げます。

○政府委員(瓜生順良君) 臨時皇居造営部の職員は、この四月一日現在のところでは十五名残っております。多いときには五十何人いたしましたが、だんだん仕事が進むにつれて、去年の秋くらいから減ってまいりましたので、他に転職する人もあり、それからまた配置がえする人もあって、四月一日では十五人になっておりました。四月一日の人数につきましては、皇居の造営の記録の編集とか、そういうところには回るとか、あるいは工務課あるいは大膳課、あるいは式部職というところ

一応は配置転換を予定しておったのであります。が、この宮内庁法の一部を改正する法律案がまだ通りませんので、全員の配置転換をしておりません。しかしながら、予算面では、たとえて申し上げますと、造営部の予算がもう落ちておりましたので、管理部長が臨時皇居造営部長を兼ねるといふ形になっております。それから造営課長はそのまま造営課長という名で残っております。しかし実際の造営は済んでおりますので、工務課の仕事を実際は手伝いをしております。庶務課長、これは管理部の管理部長が庶務課長を兼ねるといふ形にいたしております。一応形は残っておりますが、仕事は済んでおるわけでありまして、それぞれ他の仕事のほうを手伝っておりますわけであり

○北村暢君 いま御答弁ありましたが、まだ法律案が通っていないために、正式の機構、人員、配置転換等が行なわれない、まあこういうふうのようございまして、この法案が通った場合に、臨時皇居造営部が廃止になった場合、定員の振りかえ等はどのように実施しようとしておられるのか、この内容を若干説明願いたいと思っております。

○政府委員(瓜生順良君) この現在いま部長のほうはそういうふうになっております。それから、これはそれでいいのですが、それから課長クラスの造営課長、庶務課長、これはなくなりまして、それから他の下のほうもなくなるわけでありまして、これに關連して行政管理局と、また大蔵省のほうとも、本年度の予算編成の際にもいろいろ打ち合わせをした要領がございまして、そのまゝを継続しないで、一部は減員になるわけでありまして、課長クラスで申しますと、いま造営課長になっております。そういうふうなポストが、管理部の参事官というふうなポストになります。それから新しい宮殿の管理のためには特別にいろいろ配慮を必要として、課長クラスの人が頭を使っている必要がございまして、そこで宮殿管理官というものを設けようというふうなことが行なわれ、大蔵省の間で話がついておりましたが、これも現在はまだ

設けておりませんが、この臨時皇居造営部がなくなりますれば、この宮殿管理官という課長クラスのものも設けられていくわけでありま。

しかし実際、宮殿の使用を始めておりますので、それに予定される人が管理部門ということでは、その仕事はいたしておりますが、課長クラスではございません。そういうふうなことでございまして、それから下のほうの職員であります。管理部門の皇居造営記録の編集をするために、そこに三名くらい残って編集をいたします。それから工務課のほうに六名とか、大膳課のほうに一名、式部職のほうに二名、それから東宮職のほうにも若干いければというふうなことで、そういうふうに残っております人の身分は変わりますが、実際いわれる全然職場を離れるという人はいないに考えるのであります。

○北村暢君 いまの説明では、部の廃止に伴って管理部門の参事官を設ける、そういうふうなことのようですが、これは人がおるから参事官というものをつくったように受け取れるのですね。管理部門の参事官というのは、参事官並びに宮殿管理官はいずれも政令職であるようですが、どうも人に合せてポストをつくったというふうにしに受け取れない。管理部門の参事官というのは、いままでおらなかったわけですね。それで仕事が増えておったわけですね。ところが造営部が廃止になって参事官を設けた。参事官という仕事は、従来よりも参事官を置かなければならぬ機構上の必要性というものがあつたのかどうか。どうも説明を聞くという、部が廃止になったので、やりどころがなくて参事官をつくったと、こういうふうにしに聞かれないのですね。どうなんですか。その仕事の内容で、どうしても置かなければならぬという理由があるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) この管理部門といますと、皇室用財産全体の管理をするというのが主たる仕事でございまして、その中にいわゆる技術的な工務的なことをする工務課というのがございまして、これはいろいろ小さな、いたんだところの修繕だとか、小さい施設というのは、これはほとんど

ん從來やっておるわけです。しかしながら大きな仕事になりますと、現在の工務課だけでは十分にはいかないで、特にいま下田の御用邸の建設の問題がございまして、それから皇族の邸をつくろうというところで、四十四年度の予算では三笠宮のための邸というのがつけられよう、こういうふうになっております。したがって、そういうふうな重要なことを担当する人として、そういう参事官という人があることが必要だということで、これはそういうことで行政管理局、大蔵省のほうで認められたわけでありま。

○北村暢君 宮殿管理官というのは、あれだけの宮殿ができたのでから管理官を置かなければならぬ、こういう理由もあるのではありませんか。この宮殿管理官というのは、やはり管理部門の所管として、特に宮殿管理官というものを置いて管理をする。宮殿管理の最高責任者というものは、一体どういふふうになるのか、この点ちょっと説明をしてください。

○政府委員(瓜生順良君) 現場の責任者は宮殿管理官であります。その上に管理部長があり、その上に次長、長官があるわけですが、管理部門というものは非常に仕事が多いのであります。いろいろな皇室財産の管理をする管理課というものがあつて、工事関係の工務課というものがあつて、それからいろいろな自動車課、車馬課というものがあつて、それからいろいろな料理のほうの大膳課というものが管理部門のほうの仕事であります。それから特別、衛生官というものもおります。環境衛生のほうをやる。そういうものも管理部門で、管理部門は非常に仕事の多いところでございまして、特に宮殿の関係の現場は、宮殿管理官という人を置いて、専心頭を使ってやってもらわなければならぬというところでございまして。

○北村暢君 次に伺います。新宮殿が完成いたしました。りっぱなものができたわけですが、この新宮殿の管理運営についての基本的な考え方というものをひとつ伺いをしておきたいわけですね。どういふふうな新宮殿という

ものを管理運営していくか。そう申しましてもちょっとびんごないかもしれませんけれども、諸外国の宮殿もあるわけですね。特に新宮殿というものは、私はやはり天皇と一般国民との結びつきというふうなものから、新宮殿の管理運営というのについて、新しい憲法下における新宮殿というものは一体いかにあるべきか。そういう基本的な考え方というものはどこに置いて管理運営していくか、こういう意味の点についての考え方を伺いをしておきたい。これは総務長官と次長と両方からひとつ聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 事務的に私から申し上げますと、この新宮殿の管理運営の点であります。陛下が象徴として公的に御活動になるのにそれが利用されているわけでありまして、対外的には、国賓その他外国の貴賓と会われ、また接待もなされる、こういうふうなことで、対内的にはいろいろの儀式、行事をこころで行なつていかれるというところであります。いま先生のおっしゃいますのは、対内的な面が相当多いかと思ひますが、この宮殿の関係は、いままでの仮宮殿あるいはその前の明治宮殿などに比較いたしますと、部屋等を比較的に広くとっております。したがって、対内的な行事の場合に御参列を願う方も、従来よりは範囲を広げるというふうに考えられております。

一例を申し上げますと、この四月二十九日、天皇誕生日の宮中みなさんのお祝いの際、いままでは二百人ずつでありましたが、今度は五百人で、そのために御夫妻ということにし、なおそのほかいまでも招かれなかつた方も加えて行なわれました。そして他の行事についても、そうした配慮が配られていくと思ひます。なお、勲章を受けられる、あるいは褒章を受けられる方のいわゆる賜謁という、陛下にお会いになつてお礼を言われ、陛下からもおことばがございまして、そういうことも新しい宮殿の中で行なわれておまして、相当多数の方が中へ入つておられます。ただ、一般の参観という点、こういう方が中を見てもらいたいという御希望がございまして、これはや

はりいろいろ中で行事がございまして、また中は清潔に保つておいて、行事にこられる方に、やはり宮殿だというイメージをこわさないようにしていただく必要がございまして、一般の参観につきましては、中へは入らないが、外から見ていただくというふうな方法をとっております。これは午前が千五百人、午後千五百人、一日三千人を大限度にして、そうしてあらかじめ申し出を受けました方を、宮内庁の職員がまず最初に概要の御説明をし、それから宮殿の前まで案内しまして、この概観を見ていただくというふうな方法をとっております。

○国務大臣(床次徳二君) ただいま次長からお答え申し上げましたが、新宮殿は国民の熱意によりまして今日完成を見た次第でありまして、従来の宮内庁の、皇室の伝統というものを十分考えながら、対外並びに国内におきまして、十二分にその目的を達するように運営したいと存じます。

○北村暢君 いま次長からの御答弁で、新宮殿が完成したために、従来の仮宮殿当時よりも、いろいろな儀式を行なう際にも、少しでも多く参列者が参加できるように配慮された。この点は、そういうことへの配慮は、一つには新宮殿ができたために考えられたことだろうと思ひますが、ただ、そういういままでも二百人だったのが五百人参加できたから直ちに民主的というふうなことになる。これはまあそういうところへ行かれる方は、三百人にしても五百人にしても、ごく限られた人であることはもう間違いないわけですね。それはそれなりに、宮殿というものの目的で、儀典に使用されるという目的があるから、それはそれでいいと思ひますが、ただ私どももこういう宮殿が、りっぱになつていくと、どうも象徴である天皇が奥のほうに閉じこめられたやうな形で、だんだん神秘化されていくというやうな逆コースの感じがあらはれないかと思ひます。もちろん、そういう趣旨ではないと思ひますが、どうも宮殿が、りっぱになり過ぎるというやうな、そういうことが起こりがちじゃないかというやうなことを心配す

るのが一つ。それから一般に公開される際に、午前午後、千五百名程度受け付けて参観されておるというのですが、一般参観は、これなかなか全部を中までというわけにはいかないだろうと思いますが、国民の要望では、何か完成されて一般に公開されたときに、非常に多数の人が詰めかけまして、いろんな批判がやはり出ておった。せっかく行ったんだが、遠くのほうから宮殿をながめる程度で帰ったということについて、だいたい一般に不満の声が各新聞に出ましたね。そういう点で、私もやはりこれは毎日といえたいへんなことになりまして、何かもう少しふうをして、一般の国民が宮殿というもののについて認識を持つ、まあ実際に見られるのが面白いわけですが、そういうような措置というものが考えられていいのではないかと。それが皇室と国民とのつながりというものをより密接なものにするのではないかと感じるのです。

したがって、いま御答弁のありましたことについて、外観をながめる程度で一般参観が帰られるということについて、せっかく参観にこられて不満で、全部の人に満足というわけにいかないが、やはり何らかの機会にこれや一般の国民にも見てもらおうというふうな、参観のできるような機会というものが与えられていいんじゃないですか。これは一般参観全部やれ、毎日やれというわけにいかない。もちろんそうだろうと思うのですが、何か考えていいのではないかと、こう思うのですが、そういう点についてはもう考慮の余地がないのかどうか、この際お伺いしておきたい。

○政府委員(瓜生順良君) その毎日の三千人のほかに、外まわりだけありますが、新年の一月二日は、これはまあ二重橋から入っていたいて、一般国民参観という形で、陛下が長和殿のバルコニーにお出になってお祝いを受けられる。これはことしの新年ですと二十万人受けております。手続が要らず、ずっと皆さん入ってこられる。それから天皇誕生日、四月二十九日も、これは午前中

だけでありまして、これが七、八万だったと思いますが見えております。

で、外まわりだけではどうも不十分じゃないかという先生のお考え、これも考えられるわけでありまして、この一般参観の場合、外まわりだけしかごらんいただけぬものですから、まず最初に桔梗門からお入りになりまして、休憩所がございまして、そこには色のついた写真パネルにずっと張りまして、室内はこうなっております。う拡大した写真などを置いて御説明して、それから御案内しているわけでありまして、しかし、それにしても写真だけでは、人によっては強い不満があるかもしれないが、大部分の方はあよかったというふうな、あるいはおせじかもしれないが、われわれはそういうふうな聞いております。

それからなお中の模様をわかるようにということで、落成式のとくに新聞社からグラフ写真帳が出ましたけれども、すぐに売り切れた。そのグラフ写真帳は必ずしも完全じゃなかったもので、もう少しきつとしたものをというので、いまある新聞社から中のほうの写真をとったのを、これは名前を申していいと思いますが、写真家協会の会長の渡辺という、そのほうの専門の人が一生懸命とりました。この写真をおる新聞社から写真帳として出すように準備をいたしております。しかし、なおそのほかには給はきもあつたほうがいいのではないかと、いろいろお話もありましたので、そういうものもいま考えておりますが、まだできておりません。そういうふうなことでございまして。

なお、中へ入られる方の関係は、相当いわゆる社会的な地位の高い方が多いわけでありまして、しかし勲章の受章者であるとか、勲章の上のほうの方もありますが、そうでない下のほうの方もございまして。それから褒章の関係も、いろいろな方がございまして。それからなお大臣表彰なんか受けられた方でも、お目にかかれるという方も、つとめて屋内でやっております。以前は室

外でありましたが、新宮殿の中で入れる限り、あまり多い場合にはやむを得ませんから、新宮殿の車寄せの前でなざることをございましてけれども、そうでない場合においては中へ入っていただいで、中でお目にかかれます。そういうような配慮はいたしておるつもりですが、ただいわけゆる参観として中をずっと通っていただくということになりますと、なかなかちょっとむずかしい。それをどういうふうな切りをつけるということもむずかしいです。なかなか多くなりまして、中の行事に差しつかえるだけでなく相当汚れますし、そこらあたりがかなりむずかしいものですから、将来の研究問題として研究させていただきたいと思ひます。

○北村暢君 内部の参観については確かに混雑することの整理もありまして、多数の人が一度に入るといふと汚れるという問題も出てくるでしょうし、むずかしい問題です。確かにあれだけのりっぱな宮殿ですから、多数の人がくれば必ず汚れるという問題出てきますから、何か汚れない方法考えない限りは、これは入れるというわけにはいかなうな問題だと思つておるのです。したがってこれは年じゅうやれというわけにはもちろんいけません。したがってこれは日にちを限ってやるかどうかという問題だと思つておるのです。一年のうち何日くらいしかおそらく参観をすること考えても、そう何日もはできないのではないかと、思ひます。思ひますが、一つにやはり宮殿を一般の人が参観をする機会を与えられたのだということになれば、やはりちょっと国民の感情からいって違ふのではないかと、微妙な点だらうと、そういうふうな感ずるものから意見を申し上げたのですが、この問題は早急にどうというのではないわけですが、いま次長もむずかしい問題だけれども検討してみたいということですから、そのようにお伺いしておきます。

それからこの新宮殿完成とともに、皇居の東地区の庭園も完成せられたらと思うのですが、完成さが、建設当初に、途中には行きましたが、完成さ

れてからまだ行っていないのですが、一般国民の利用状況というのは一体どのようなようになっておりますか。

○政府委員(瓜生順良君) この東地区、これは皇居東御苑という名前に一応なっておりますが、昨年の十月一日から一般公開で、午前の九時から午後の四時まででございますけれども、土曜、日曜も祭日も公開しておりますが、そのかわり月曜と金曜は休む、整備をしたりする関係がありますので、その関係で、一番多く見えた日は、お天気のいい日曜あたりは一万五、六千人も見えておりますが、少ないときは何百人くらいです。ずっといままで続いてきておりますが、一日の平均の数は、たしか平均しますと四、五千くらいになります。多いときと少ないときとあります。この間お見えになった方は、まあ比較的整然とごらんいただいたりしております。芝生の中に入つて、そこをいためるというふうな方もほとんどございせん。それから落書きなども一、二件ちょっとありましたけれども、これはたいして問題にするほどのこともございせんので、この間皆さんが楽しく御利用されておると思つております。

○北村暢君 次に伺ひたいのは、先ほど総務長官は、皇室経済会議ではなしに懇談会に出席された、こうおっしゃったのでありますが、懇談会というのとはどういう性格のものなんでしょうか。

○政府委員(瓜生順良君) 私から説明いたしますが、皇室会議、皇室経済会議と申しますのは、それぞれその会議にかける事項が法律で定まっております。皇室経済会議でありますと、内廷費とか皇族費の改定をする場合とか、それから皇族が皇族の身分を離れる場合に一時金というののございまして、その金額をきめる、そういうふうなことに限定をされておるわけでありまして。したがって、それ以外の事項についてはその議案とするのは、法律上どうかという疑問の点があるわけでありまして。

そこで昨年の暮れ、この皇室経済法で定められておる事項ではないが、皇室経済に関する相当

大事な問題であるから、これを皇室経済会議のメンバーの方と、関係の深い総務長官という方で懇談会を開いて、そこで御意見を聞いてやったほうがいい、そうすれば宮内庁だけで独自でやるよりも、皆さんの意見を聞いてやったほうが間違いないというところで開かれたわけです。たとえて申しますと、内廷費、皇族費の改定は、そこではかっているのですが、ことしは内廷費も皇族費も増額いたしております。しかし、増額をする場合にはどういう基準で増額をするか、今後提案する場合、たとえて言う、前の年から見て一割以上増額をする必要があるというような場合に、この議案として皇室経済会議を開く。ことしは一割に達しません、物価の値上がり、一般の情勢から見まして、一割上がる場合と申しますと、いまの情勢ですと、二年に一回ぐらいということになります。そういうふうなこと、あるいは先ほどちょっと申し上げました皇族のために殿邸をつくるということ、それから下田の御用邸の建設の概要、そういうようなのを話しをしていろいろ御懇談を願った。これは法律でいう皇室経済会議ではなくて、その皇室経済会議のメンバーと総務長官に入っている、御意見拝聴の会というところで懇談会と申すわけです。

○北村暢君 その懇談会は従来からあったのですか、最近から始まったのですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは昨年の暮れやりましたのが初めてであります。これは実はさくばらんに申しますと、前の田中総務長官が、これから重要な事項は、皇室経済会議の事項でなくて、そういうメンバーの方々の御意見を聞いてやったほうが間違いないというから、そういうふうにしたかどうかというお話がございました。そのうちに総務長官おかわりになりましたけれども、総理ももちろんそれがいいからということ、そういう懇談会が開かれた。去年の暮れが初めてであります。

○北村暢君 その初めての懇談会において懇談された内容はどのようなものでありますか。

○政府委員(瓜生順良君) それはいまほど申し上げましたように、内廷費、皇族費を上げる場合にはどういうような基準で考えるか、四十四年度には上げないけれども、将来どういふときに上げるかというような問題、それはいま申しましたように一割以上増額するような状況のとき懇談する。それからもう一つは、皇族のための殿邸をつくる問題、これは皇族、いま宮家は四宮家あります。常陸宮家は、これは皇室用財産の常磐松の御殿に入っております。秩父宮さんは青山のやばり皇室用財産でございます。以前は秩父宮さんのものであります。三笠宮さん、高松宮さんは、御自分のところに置かれるわけでありまして、たとえていいますと、三笠宮さんあたりですと、上大崎のお宅はあまり広くないし、りっぱであります。外国の大使などお客さんに会われる場合には、あすこのうちでは会いにくいというところで、三番町に宮内庁の分室というのがあります。宮内庁の分室の二階で時間をきめてお会いしたりしております。

これは皇族の方の公的なことでございしますが、そういうようなことで、やはり品位を保持されるのには、やはりもっといい殿邸が要る。ところが宮さんにおつくりなさいといっても、これは現在の予算ではそういう資力がございません。毎年皇族費が出ておりますが、その年の経費というもので出ておられないわけですから、そういう資力がありにならないわけですから、だから国で皇室用財産としてつくって、そこへ住んでもらって、皇族としての公のそういうような活動もそこでやってもらおうというところがよからう。皇族さんの公邸のようなものでございしますが、そういうものをつくるほうがいいんじゃないかということをお相談いたしました。最初に三笠宮さんですが、将来高松宮さんの問題も考えられるかと思ひます。

○北村暢君 そうしますと、内廷費、皇族費の二年に一ぺんとか、そういう基準をきめるとか何とかがいふのは、これは皇室経済会議で正式に取り上げて

ても差しつかえない議題だろうと思ひます。その懇談会で協議された、いまお話ししたのた皇族の殿邸の問題についてであります。いま御説明ありましたように、皇室財産であるものと宮家個人の財産であるものとある、こういうふうな御説明であつたようですが、そういう点について懇談会で、三笠宮家の邸宅を新築されるという

ようなことが懇談会で協議された、こういうことのようにございしますが、これは宮邸費の中で運用でやっておりますのかどうか、この皇室用財産を新たに取得する場合等については憲法第八條の規定がございします。それから皇室経済法の第二條の規定ですが、これらとの関係で、この憲法制定後において、憲法八條の運用を実施したこと

が、おありになるのかどうか。こういう点について私詳しく存じませんので、この三笠宮邸の新築等は、どういふ予算で出されるのか。憲法八條と皇室経済法二條、こういうものとの関係で、関係あるのかないのか、これもちょっとわかりませんけれども、そういう点についておつたまいらかにして

○政府委員(瓜生順良君) 憲法の八條と申しますのは、これは皇室がいわゆる一般の国民のほうへいりやる賜与という形で賜与するということに對しての制限でございまして、それとも金額の制限がございまして、それをこす場合には国会の議決を要するようになっております。予算によりまして、この憲法の条文でまゐりますと、憲法の八十八條に「すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならぬ」と、この国会の議決を経た上でこの皇室用財産がございするということについては、予算の議決によつて国会の御意思を聞いております。これはそれでよろしいということになって

○北村暢君 そうしますと、この四十四年度の宮廷費の施設整備費六億二千六百万ですかのうちの一億一千九百万程度ですか、ことしの予算で、それが三笠宮邸の建設資金である、こういうふうな御説明あつたのではないかと申すのですが、間違ひございせんか。

○政府委員(瓜生順良君) この施設整備費のこの刷りものですと、その中に皇居等施設維持費というものがあつて、その下に新御用邸等施設費三億一千四百七十三万とございしますが、そのうち下田の御用邸の関係は約二億で、あとの一億一千九百万が三笠宮さんのほうの経費というところであります。

○北村暢君 そうしますと、皇族の殿邸は、三笠宮邸ばかりではなしに、今後この殿邸の建設計画というふうなものを持つておられるのかどうか。今回は予算で承認されるのですが、毎回の予算等でこれは検討されると思うのですが、どうもそういう点について親切な説明がなされませんけれども、新御用邸等ということになつておりました、こういうものはやはり明らかに説明を加えたほうが私はいいと思ひます。これは一般の予算書を見ただけではわからないと思ひます。したがって、そういう点を今後配慮してもらふということ、今後の殿邸の建設計画というものがどうなるか。

それからもう一つは、先ほど皇室経済会議で協議することは法律できつちり定められていて、この皇室経済法以外のことは、この法律の規定以外のことには経済会議ではできないことに、非常に厳密に限定されておられるわけですね。したがって、それ以外のことを協議するということの意味でこの懇談会を設けたように承りますが、この懇談会でやられることについては、それなりの、この懇談会そのものは法律にないことですから、運用でやっておられることですから、それは御自由だと思ひます。すけれども内容的に、宮廷費等の、特に殿邸の建設計画とか何とかという問題については、新宮殿なら新宮殿というものは、これは閣議決定でな

さつてそうしてはつきりしてできたわけですね
したがって、何かこの施設整備費というような名
目のもとで皇族の邸邸が次々につくられていくと
いうことについて、この皇室経済法から厳密にい
うと、何か規定があつていいのではないか、こんな
ような感じがするわけです。先ほどの憲法八十八
条かの、予算で承認をされているのだからいいの
だと、こういうふうにも受け取れますけれども、
その予算を承認せられるにあつたての予算の積算
根拠というものが、何かの規定等に根拠を持って
やったほうが、私はもっと何か公明正大にいくの
ではないかという感じがするのです。この予算書
を見てどうもこそこそと、三笠宮邸が一億何千
万で建設される。それも一億一千万余ですかで完
成するのか、もっとよけいかかるのか、これだけ
ではわからないわけですね。したがって、御用邸
はことしは二億であるけれども、もっとどのくら
いかかるのか、大体そういう点がもっと公明にわ
かるような形でなされたほうがいいのではないかと
いうふうに思ふのです。

したがって、懇談会という便法をとられたという点については、より皇室経済会議のメンバーで忌憚なく話をしていくというのですから、それなりに慎重に懇談をなされたのだらうと、そういう懇談会を持たないよりは持ったほうがいいというふうな御理解でやられたのだらうと善意に解釈はいたしますが、それならばもう一歩進めて、もう少し予算面においても明白にしたらいいのではないか、こういうふうに思うのです。そういう手続的な点についてのお考え方をひとつ伺ひしておきたいということと、それから下田の御用邸の問題については後ほど伺ひしますが、三笠宮殿の建設は、総額で一億一千四百万何がしになるのかどうかということですね。どういう計画によってどういふものがどこにできるのか、こういう点についてちょっと御説明をいただきたい。

○政府委員(瓜生順良君) いまこの予算の明細書の説明なんかの不備な点、御指摘がありました。この点は今後検討したいと思います、大蔵省のほうから説明いたします。

うとの相談の上であります。特に明細書のほうでいま申しました一億一千万といひますのは、工事費のほうだけで、予算の上のほうに、皇族殿等設計依頼謝金というのを約一千万ばかり盛っております。全体としては四十四年度には一億二千三百万くらい盛っているわけであります。何かさういふ点もわかりにくいというような点もありますので、将来はひとつもう少しわかりやすくなるように検討したいと思ひます。

なお三笠宮邸の全体の予算としましては、こ
としはこの工事費その他いろいろなものを含ませ
て一億二千三百万円でありますが、四十五年度は
五千二百五十七万という程度を一応予定しており
ます。これを合計しますと一億七千五百六十八万
という予定でありまして、そういうことで考えて
おるわけであります。

は、高松宮さんのほうをどうするかといううな
それから、なお将来のいろいろな計画等につい
ては、高松宮さんのほうをどうするかといううな
問題は、これはまた高松宮さんの御意見もありまし
て、まだ具体的なところまでおのりませんので申し上げ
かねますが、しかし何らか考えなければならぬ
と思っております。

○山崎異君 関連。皇室とか皇族の問題というのは、私どもにとってはある意味では雲の上の存在みたいなものでよくわからないのですが、それで一点だけ私はお聞きしておきたいと思うのは、いま何か皇室経済懇談会のようなところでいろんなことが議論されておるようではありますが、こういうものをきめるときに、皇室なり皇族の意思というものはどの程度入るのですか。たとえばいまあなただから、高松宮邸の場合には高松宮さんの意思がどうなのかわからぬから、まだ将来についてはわからぬという御答弁ではありますが、たとえば三笠宮殿邸の問題等では、三笠宮のほうからある程度こういうふうにしてもらいたいというような意思があつて、そこへ皇室経済会の懇談会と称するメンバーの方々がもっともだと判断して、こういう提案になり、予算というものは取られておるのか、そういう場合における皇室の意思といひます

か、皇族の意思といいますが、そういう表示というのはどういう形でなされて、どの程度なのか、どうも私どもにはわからない。ある意味でまた別な観点からいえば、集まられた皆さん方が、こうしてやりたいのだということがほとんどの意思決定になっているのか。それによって今後の審議のしかたが私自身かなり変わってまいりますので、この一点だけをお聞きしておきたい。

○政府委員(瓜生輝良君) たゞえは三笠宮殿下の問題での三笠宮さんの御意思の問題ですが、これは事務的に宮内庁が考えても、どうもあすこの上太崎のほうにおられたのでは適當ではない、といつて新しくおつくりなさいと言うことも、實際力がない、何か考えたらどうだろうということと、その場合に宮内庁側としては、事務的にひととつこういうふうに考えたらいいのじゃないかと思ひますが、ということとは、三笠宮さんにお話をします。で、三笠宮さんもある程度慎重に考えに、なつておつて、みんながそう考えてくれるなら、これはそのほうがけつこうだということで、それ、この話が前に進んだわけでありまゝ。

高松宮さんの場合についても、いま光輪閣の問題というのの一つありますし、光輪閣は光輪クラブに貸しておるわけですが、あそこは記帳とか、大公使に会つたりしておられるというようなことですけれども、そういう問題との関連もあり、光輪閣を廃止するという問題もございいます。となると、高松宮さんの御意向も聞いてからでないと、事務的にかつてにばつといても、そこへ住んでいただく場合に、それは住まないとおっしゃるまいけないので、そこなら住もうというふうにうまいぐあいに意見の一致がある程度ございませんとできませんのですから、そういう意味でこの御意向を聞きますが、しかし、責任としては、そういう御意向も聞いた上で、事務的には宮内庁が責任を持ってその案をやはり皆さんに御相談をして、御意見があればまた考えるというふうなことで進んでいくというふうなことになるのです。

○山崎異君 私には、事務的には宮内庁でいろいろ計画をされて、そうして皇族の方に、こういふふうにしたと思うのですが、どうでしょうかうという形をおそらくとられるのだらうと思うのです。そうして先ほど来お話にあったように、皇室懇談会というのにかけるのには、その前に皇族の方の意見というものをかなりお聞きになってかけられるんじゃないかと思うのです。で、私が聞きたい

のほかに、いろいろな問題を判断されるときに、皇族や皇室の意思というものがどの程度入るのか。だから、いわば審議する私のほうからいえば、問題によつては、宮内庁なりあるいは内閣のほうでやるやるやると持っていて、そうして皇族の方がそれでもけっこうだという受け身のかっこうならば、これは審議するところの側からすれば、まだ早いではないかと、これはもつと議論して必要ないではないかというふうなことになるし、それから別な角度でいえば、ある程度相当強い御意思があるとするならば、それらをばくろ国民として判断する場合に、どの程度に判断したらいいのかということは、これは微妙な問題だと思うのです。こういう問題の前提として、皇族の意思なり皇室の意思というものは、どの程度あるものか、どうも私はわからないですね。そういう意味で聞いておるわけです。

ですから事務的にどうだこうだと言う前に、こういうものについての皇族の意思というのは、どういう表明のしかたをされて、どの程度これは入ってくるものか、どうも私も、雲の上の存在なのでよくわかりませんから、それによって私どもやはり、後ほど議論されるであろう御料牧場の問題についても、私も意見があるわけなんです。そういう意味でこの一点だけに関連してお聞きをしているわけです。

○政府委員(瓜生順良君)　そういう場合に、皇族の御意思という場合、ぜひこうやってほしいとか、そういうことをおっしゃるようなことはあまりありません。遠慮がちで、みんながいいと言ふなら、そういうふうにやってほしいということ

で、したがって無理なくできるならばと。ですから、いろんな予算を大蔵省と折衝することもございます。そこも一応やはり、今度予算を国会で審議されますから、そこでもよろしいというふうになれば、それはよろしいというふうなことで、そうぜひとおっしゃるようなことはございません。

○北村暢君 殿内閣の問題については大体わかったような気がいたしますが、ただ先ほど懇談会というものの性格ですね。まあ前の長官が、こういふことをやったほうがよろしいと言われたから懇談会をやられたと、こうおっしゃるのですね。しかも、その懇談会というものは、相当重要なことをやはり論議されておられるわけですね。したがって、皇室経済法に基づく皇室経済会議の規定は非常に厳密であるから、それをはずれたものを懇談会とやられる。しかし、それも実は非常に重要なことが論議せられていくというのであれば、皇室経済会議自体があまり厳格にきめていく。しかも、先ほどのお話しもありましたように、内廷費、皇族費の定額を改正したりなるとなると、これは、ほとんど皇室経済会議の必要性というものはないわけですね。したがって宮廷費の問題が、これは宮内庁が整理するようになっておいて、宮廷費がいまの内容的にはあまりはつきりしない。内廷費と皇族費というものは額でびしっとわかつていくのですね。運用面がきくのは宮廷費だと思ふんです。したがって、この皇室経済会議で宮廷費等の運用の問題についても協議ができるように、法律を改めることがいいのではないかと、いろいろな感じがするんですけれども、これはどうなんですか。うか。そういう懇談会というふうなことの便法ではないに、皇室経済会議にそういう任務を与えたほうが、もっと明瞭にいくんじゃないかという感じがします。

ただ、皇室経済会議が皇室典範の皇室会議との手続を準用しておりますから、そういう意味で非常に厳格になっていくようですが、この点の懇談会に対するものの方なんですが、私は何か懇談会というふうなところで、正規のものでないよう

なところで何か重要なものをきめる、それが実施されるというところに、何かちょっとずつとんと落ちないものを感ずるんですけれどもね。どういうふうにお考えになっておるか、感想をひとつ聞い

ておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) その皇室の経済に関する重要なことは、大体皇室経済会議にかけるというふうな方針をとるといふことも一つの御見解だと思ひます。しかし、まあ現在のところは、この限定した法律のもとに進んでおるわけですから、まあこの法律でいまの経済会議といひますと、たとえば内廷費、皇族費の場合でも、「皇室経済会議は、第一項の定額について、変更の必要がある」と認めるときは、これに関する意見を内閣に提出しなければならぬ」と、変更の必要があるときは、四十四年は必要がないわけですから、したがって意見を立てるといふこともないわけ

で、何かそこでおきめになつても、その意見はどうなるのか、どこへ出すのかということも何もないわけでありませう。懇談会の形をとったわけでありませう。まあ法律できつたときめたほうがいいかどうか、いろいろ見解は両論あると思ひますが、われわれとしては、一応法律がありまふものから、法律のたてまえを尊重してというふうな考

えております。

○北村暢君 ですから皇室経済会議で協議することとは、もう法律で限定されてきまつておるわけでしょう。内廷費と皇族費の点だけがかかると、宮廷費についての運用という問題については、これは皇室経済会議の議題になることがあるのですか、ないのですか。この法律でいふと、私は宮廷費についてはないように思ふのですが、その宮廷費の運用について原則的なことは経済会議でやはりやることができるといふふうな解していいのですか。そこら辺のところ、それが私は意見として

は、宮廷費の運用について、法律改正をして、宮廷費についても皇室経済会議の議題として取り上げ、検討することができるようにしたほうがいいのではないかと、意見を持っているものですか

ら。いま次長は、法律の規定に基づいて厳格にやられるというふうな、将来懇談会でないに、皇室経済会議で宮廷費の運用等について議題に供して協議ができるようになるれば、私はこの懇談会といふことでなくて、法律に基づいてできるのではないかと、こういうふうな思ひますので、そういう意見を申し上げていくのですが、将来の点として、現在の法律ではできないとしても、将来改正をしてそういうことに、宮廷費の運用について協議ができるような形にしたかどうかという意見なんです。それについて将来ともその必要はない、懇談会です。それでいけばいいんだ、こういうふうな御理解なのかどうか、この点。

○政府委員(瓜生順良君) この宮廷費の關係は、これは内廷費とか皇族費と違ひまして、宮内庁で管理する公金であります。そういう關係上この予算の編成については内容をこまかく、まあいわゆる大蔵省との折衝なんか相当こまかくいたします。それから自後には会計検査院の検査もありません。内廷費、皇族費の内容についてはありません。これは公金ではありません。そういうので内廷費、皇族費と宮廷費はだいぶちよつと違ひます。国会の予算の御審議の場合も、宮廷費については内容についてこまかく御審議をいただくわけです。内廷費、皇族費は総額だけのことで、内容はあまり立ち入らないというふうな内容のものであります。国会で宮廷費についてはいろいろ御審議がある事項について、まあ皇室経済会議のほうの出した意見と国会の意見、これが合わな

いというふうなこともまああつてもどうかという

ことも考えられますし、懇談会は御高話拝聴です。それから、他の機関のほうと合わなくてもそれはいいかもしれませんが、合わな

いときほどどうかという

ことも、われわれの立場から見るとちよつと懸念する点もございませうし、宮廷費については別途こまかく審議をされる内容のものもありますので、やはり現在の法律のようではないのではない

か。しかしながら、予算を立てて国会に出すに

しても、重要なことは宮内庁だけの考えでやるといふふうなことは、ときによつては慎重を欠く場合があつて、間違つ場合があつてもいいか。そこで、皇室経済会議のメンバーと御高話拝聴の形で懇談会の御意見を聞いたわけですが、場合によつては皇室経済会議のメンバーのほかに総務長官にお入りになっていただく場合もある。御高話を拝聴するだけの懇談会ですからいいけれども、言えないようなもので、いろいろ御意見を聞くといふことで懇談会も将来あつてもいいが、しかしこれといつてきまらずと、それによつて意見をどうしてこうしてというふうなことになるので、かえつてどうかという懸念を持つわけでありませう。

○北村暢君 それから次に伺ひたいしますのは、下田の新御用邸の建設計画、一部説明を伺ひたいしましたが、今後の計画はどうなつておるのか。それから沼津の御用邸の廃止について、この廃止をされる場合、どういう処置をとられるのか、この点についての概要を御説明願ひたい。

○政府委員(瓜生順良君) 下田の御用邸の建設の計画でございませうが、すでにこの用地の買収は全部四十三年度で終わつております。で、四十四年度はその土地の造成、それから道路の建設、それから御用邸になる建物のくぐり打ち程度までやる。その予算が四十四年度に二億一千萬出ておるわけでありませう。そしてそのあとは、四十五年度と四十六年度の二年度で、いま一応予想されております金額は五億二千七百萬であります。物価の変動等で先のほうでいろいろと動くこともありま

しうけれども、合はせまうと、現在のところでは七億三千七百萬円というので建設をいたす

で、四十六年のできれば秋ごろまでには完成したといふふうな技術者は言つておりますが、あるいはもう少しおくれるかもしれませうが、おくれ

午後零時二十五分休憩

午後一時四十二分開会

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○山崎昇君 大臣がおられませんが、ごく事務的な点で政府委員にお聞きをしておきたいと思うので、割り当てられた時間もあまりありませんから、ごく大ざっぱに四、五時間聞いておきたいと思っています。

第一は看護婦の問題についてお聞きをしておきたいと思っています。けさの新聞を見ましても、全国で日赤病院の闘争がストライキに入っており、あるいはまたその他の公立等の病院等でもかなり激しい戦いが展開をされておる。一部には妥結をしたところもございますが、何といたしても看護婦の問題というのはきわめていまの医療制度のもとでは重要な問題であらうと私は思います。そこでお聞きをしたいのですが、まず第一に、どうしても申し上げなければならぬのは、こういう問題は労働組合がストライキをやるか、あるいはまた相当世論的にどうしようもないというようなことが報道されなければ、なかなか政府のほうには本腰を入れてこない。問題を整理をして、あるいは資料を出して話し合いをしている段階では、どうも政府は消極的な態度しかとらない。こういう私は政府の態度が、一つは今日のような事態を招来をしているのではないかと、こう思うのですが、そういう点について、まず政府は責任をどう感じておられるのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(松尾正雄君) 看護婦の問題、御指摘のような状態でございますけれども、厚生省としまして、この看護婦の養成テンポを拡大するということには年々努力はしてまいりました。

しております。

なお、いまおっしゃいました、職員が自炊をしておられるという問題、これは最近はどういうことではございませんので、だいぶ終戦後しばらくの間はそういう時期がございました。というのは、旅費が非常に少なくて、出張した人のもらう金額が少ないうえに、普通の食事を外の人にやらせまうと高くなる。自炊で赤字の出ないようにしたという時期があったのでございます。しかしながら、もう数年前からはその点は改善されました。旅費のほうも普通の総理府一般並みに、減額旅費ですけれども、といひますのは、官の施設を利用します。普通の宿泊料は出ません。しかし減額旅費ではございますが、金額がふえまして、いまは外の仕出し屋にやらせて食べておられるので、自炊というようにはなくなっております。

○北村暢君 その寮をせつかくつくられるのですから、寮母さんというような人を置いて、外から一々大きな御用邸の中に運んでもらって、仕出しをしてもらって食べるだなんていうようなことがないようなことを考えることはできないものでしょうか。寮母さんを置いて、食事が寮でできるというような形、自炊はしてない、安い旅費で一々外部から仕出しを取って食べるというのものが、どうもどうもかと思うのですが、そういう施設はできないのですか。

○政府委員(瓜生順良君) この外部からであります。外部の人にも、あたためたりする場所があります。来てやっているようにあります。寮母とかそういうのを置いたほうがいいという御意見もありません。いろいろ、なかなか人員の関係は削減削減でむずかしいものですから、人員の点では定員のほうに食い込まないようにしたという点はあるのですが、なかなかその点は苦しい場面がございます。

○委員長(八田一朗君) 本案に対する午前中の審査はこの程度にいたします。

午後一時三十分まで休憩いたします。

○北村暢君 そうすると、この用地買収の御用邸の規模はどの程度なんですか。

○政府委員(瓜生順良君) この土地の面積は全体で、坪でいくと十一万何千坪になります。で、そのところへこの御用邸として本邸、本邸というのが千六百平方メートル、ですからそのほかに事務棟、合宿所、それから別館、車庫その他で、全部合わせますと四千三百二十平方メートル、坪ですと千二、三百坪ぐらいになります。これはいろいろなものを加えたものでございます。

○北村暢君 従来の御用邸建設にあたって、職員の施設というものが、どうも私も聞いておる範囲ではあまり十分でない。特にそのときだけ行かれる場合に、職員は自炊したり何なりしておられるというのを聞いておるわけなんです。したがってそういう面の配慮が、こういう新しい御用邸ができる際に考慮されて、改善されるような意図があるのかないのか、お伺いしておきたい。こういう広大な御用邸の中に、職員はつまり独身のような形で自炊をしながら細々とやっていくという事態があるというところは、もうこの前の設置法のときに私、意見を申し上げておいたんですけれども、そういうような配慮がなされて、職員の厚生施設なんかはどんなふうにかえておられるのか。御用邸がいろいろにできて、職員の方々がさっぱり無視されているようでは、これはせっかくの御用邸で、私はどうも完全ではないというふうに思うのですが、そういう点、特別に配慮をされたかどうか、ひとつお伺いしておきたい。

○政府委員(瓜生順良君) 下田の御用邸の場合には、職員の合宿所としましては三百三十平方メートル、まあ百坪くらいのものでございます。これは那須の御用邸の職員の宿舎あたりに比較しますと狭いのですけれども、しかし那須の場合、相当部屋がダブっておる、あいておるのでございす。これは以前はお供の数が多かったわけですが、いまは少ないですから、したがって狭くなっても、必要なそれぞれの部屋はあるわけでありす。まあ居ごちのいいようにつくるようにいた

するという方針でございまして、すでに大蔵省の理財局のほうへはもうだいたい前に申し出てあります。で、手続の関係上、もうちょっと待ってほしいというので、手続をちょっと待っているだけであります。これは今年中には皇室用財産の解除ができると思います。そのあとそれはどうなるかという問題であります。解除しますと、大蔵省のほうの持つ普通財産になるわけでありす。これを大蔵省のほうでどうされるかという問題であります。これは主として大蔵省がお考えになるわけでありす。現在何か地元からはあそここの土地を記念公園にしたいというふうなことを大蔵省のほうへ申し出ておられるようでありす。沼津市のほうから申し出ておられるようでありす。

○北村暢君 七億三千七百万のうちには、用地買収費は入っているのですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは四十三年以前です。すか入っております。用地の買収費としては、前の四十三年度のほうの予算にたしか七億五千万入っております。その中で用地を買収しているんは補償をしたりして、全部済んでおります。

○北村暢君 そうすると土地の買収費は七億五千万なんです。それとも七億五千万と七億三千七百万の差が土地買収費になるわけですか。

○政府委員(瓜生順良君) ここに正確な買収費がございす。買収費としては、実は六億七千八百九十万で買収ができております。したがって予算が余りました。で、余りました分は大蔵省のほうへ返しております。で、これはなおそのほか、何か漁業補償の関係で千百万で組んだけれども、実際の補償費は千六百万かかりましたので、五百万足らなくなったのであります。その土地を買収するための関連経費を回しましたが、それでもなお余りました分は大蔵省のほうへ返しました。で、これはできるだけ、そう無理をかけているわけではありませんが、安く買えるものなら買いたいということで、いろいろ折衝の結果、そのとき余ったわけでありす。

ざいます。大体現在の看護婦学校を卒業します者が約三万二千名程度というところまでまいっておるわけでございます。就業人口も二十五万三千人というふうに加増をしましては、おるわけでございます。しかしながら、いま御指摘のように、勤務条件の大幅な改善でございますとかいような点に、比較をいたしますれば、私どもの過去にとりまして、きつておるという養育力の拡充ということを一つとりまして、決して十分な数字にはまだ達していない、こういうふうなことは率直に申し上げていいかと存じます。したがって、従来のようなそういう需給計画というものを、根本的に洗い直しまして、将来にわたって十分な人が確保できるような需給計画を基本的な立て直したいということで、いま作業しておるような状態でございます。

○山崎昇君 いまたいへん検討されているというのですが、この問題を提起されたというのは、それはもう長い間の問題ではあります、私ども調べた中でも、昭和三十六年には、病院経営管理者改善協議会というところの報告書があり、あるいは三十八年には医療制度調査会からも出されておる、さらに三十九年には看護婦制度に關して有識者の意見を聞く会というのをやられておる。あるいは去年は看護体制の検討会というのをやられておる。質問するたびに検討中とか、いや基本的にはやらなければならないとあなた方はおっしゃるけれども、何にもされてない。だんだん事態は深刻になって、そうして社会問題化する、あるいは政治問題化する。いままた御答弁を聞いておきますと、検討はしていただいたが、具体的には何もなし。こういう態度が、私はだんだん問題を複雑にしていく、あるいは混乱をさしていき、こういう私は基礎にならぬんじゃないかと思うのです。したがって、いま検討されているというのですが、具体的にどういふことを検討されて、それがいつまでにどうするかということとを、もう少し内容を明らかにしてもらいたい。

○政府委員(松尾正雄君) 従来の需給計画を基礎

に置かれました考え方というものは、医療法で看護婦の置くべき数というものが、一般ベッドの場合には四人に一人、こういうものが基準に定められておるわけで、そういうものをといたしまして、将来におけるいろいろな病床の増加というものを、見込みながら供給計画を考へていく、こういう基礎で従来やっておったわけでございます。その限りにおきましては、そういう基礎の上に立つた限りにおいては、四十八年ごろには十分その養育力が需要数を満たし得るという計算に立っておったわけでございます。しかしながら、この中には率直に申し上げまして、そういう勤務条件というものが大幅に変わるといふファクターが入っておらないわけでございます。入っていないと言えは語弊がありますが、十分組み込まれていないと言いたい。したがって、私どものたゞいま立てておる計画の基礎は、そういう四対一というふうなことにとらわれないで、御承知のとおり看護単位というものが看護婦の勤務の一つの単位でございますので、平たくいえば一般の病棟単位、こういう看護単位というものを全国にわたってその数を推定する。それから一つの看護単位というものを、一応想定をいたす、その業務量全部を看護陣営によって解決できる、こういう数をまず単位ごとに算出して、さらにその場合にその勤務条件として、人事院判定にございしますような二人夜勤というものを織り込んでいくといたしますならば、その勤務のローテーションの上から見て、最低どれくらいなければならぬ、こういう数を計算し、その上に婦長さんというものが必要になってくるわけでございます。そういう計算に立って全国の病床数に当てはめ、さらに今後の病床の伸びというものを、一年に四万二、三千ベッドずつふえておられますけれども、その非常にふえておるものも織り込みまして、そうして必要数というものを一方において確定をしたい、こう考へておるわけでございます。

この数字はかなり従来四対一という考え方から見れば、相当やはり強い数字を出さなければならぬようになってまいります。それにあわせて供給計画のほうも、養育力のほうも、先ほど申しましたように相当ふえてはまいってまいりますけれども、そういうものをさらにカバーいたしますためには、相当大幅に養成施設を増設しなければならぬ。特に現在、三年課程の看護婦養成所等は、かけ持ちもございしますけれども、競争率は六倍という平均でございます。そういう志望者のおる間になるべく多くの方を獲得をするという、やはり相当急ピッチで養成施設を拡大するということをやらなければならぬ、そういうことと、それを年次のに組み合わせてまいりたいと、こう考へております。

さらにたゞいま看護婦というものの養成が非常に大きく占めておりますけれども、これは御承知のとおり中学を卒業した人が二年間看護婦学校に、看護婦養成所に入るといふ原則になっておるわけでございます。最近の進学率というのは非常に高まっています、高等学校の進学率も七七・八%、今後ますます中学を卒業して高等学校にいかないという子供さんが非常に減ってくるの見込まれますので、そういうものを、中学卒業を限度とした養成制度で対応しようとしてもこれは成り立たない。したがって、そういう進学状況に應じた、新しい看護なら看護の養成制度、こういうものをこの中に織り込みたい、こう考へております。それらを合わせまして、なるべくすみやかな時期に調整できるように持っていきたい。まあ、いわば全体の計画を全部洗い直しまして、新しい観点で進めるといふことでは詰りに入っているところでございます。

○山崎昇君 いまあらましの説明があったんですが、そういうのはいまやられているようですが、一体いつまでにその計画ができて、そしていつからそれじゃ計画の実施に入るのか、ここらところを明らかにしていただきたい。

○政府委員(松尾正雄君) そういう計画を大幅に

実現をしましてまいります初年度は、予算の關係で四十五年度から考へております。したがって、その四十五年度の予算というものの編成にあたりましては、そういう全体計画の第一年度、こういう形に位置づけをしたいと思います、こう考へております。したがって、その時期は、たゞいまも予算編成にかかるところでございますが、大体予算編成の時期というときには全貌は完全に明らかにしたいと考へております。

○山崎昇君 重ねてお聞きしますが、そうすると四十五年度を起点にするようですが、何力年計画ぐらいになるんですか。その計画も、長期計画でこれから十年だの二十年になっているのじゃものになりませんか。したがって三力年計画といふのかどうか知りませんが、一体そういうことについても明確にしておいてほしいと思います。

○政府委員(松尾正雄君) そのところがまだ、先ほど申し上げましたように、いろんな制度をどうかみ合わせるかといふことによつて多少動くという状態にございしますけれども、私どもの一番ゆるいとい申します、計画の長いほうをとりまして大体七年計画、それからそれを少しも短縮して、この可能性はないかといふことで、その短縮の方向で具体的な対策を詰めておるところでございます。ただしこれは御承知のとおりでございますが、養成でございますので、設備をつくり、養成施設を拡充するといふその計画は、その七年間を待つてやっているといたしてはなりません。これはもつと前のはうにいたして、なれば卒業生は出てまいりませんので、養成計画としての整備計画はもつと前のはうに繰り上げたい。しかし、卒業生が出てきて、それが実際就業できるという形は、なるべく七年以内にとどめたいという形をいまとっております。

○山崎昇君 ここの四月十五日の衆議院の内閣委員会、あなたのほうから答弁をされておる数字を見ると、ここの十年ほどの間に正看護婦というのがあまりふえていない。そのかわり准看

というのが大体正看護婦の十倍くらい近いものがふえておる、こういう数字があなたのほうから答弁されています。私のほうから数字言ってよければ申しませんが、三十一年から四十二年までの間に正看護婦が一萬三千三十九名、准看護婦が十萬一千五百四十三人ふえたと答弁されておるのです。そうすると私はこれから七年、最高限あなたも七年と言ふんだが、どういう内容になるのか、もちろんこれから計画を立てられるのでわかりませんが、こういう趨勢から見ますとね、またもやこの准看護婦がふえていく、正看護婦はその割りでもない。いわばことをかえて言えば、どうもこの看護体制の内容というものは低下をしていく、ひいては医療体制全体が低下を来すのではないか、こういう心配を一つするわけです。その点がそうならないのか、なるのか。看護婦と准看護婦というものをどういうふうにかえられるのかというところが一点と、それから時間を節約する意味でもう一点お聞きをしたいのですが、調べてみると、看護婦というものは、高卒三年で国家試験を受ければ看護婦になるわけですね。これはもちろん教育になります、ところが准看護婦から看護婦になるのは、これは私の調べが間違ひであれば指摘してはいいのですが、中学卒業してから二年間教育を受けて、知事の試験にパスすれば准看護になる。その准看護は三年勤務して、さらに二年は進学課程の教育を受けて、国家試験を受けなければ看護婦になれない。いわば准看護から看護婦になるにはかなりきびしい条件をとっている。

こういうものも、私は准看護というものが十倍もふえて正看護というものはあまりふえない。そうして各病院あるいは個人経営の医者も、どうも正看護というものは少ないせいもありますけれども、勢い准看護というものに力点を置いて採用してきているのではないか、こういう気もするわけです。これはまあ私よく実態はわかりませんが、数字の上だけでその判断するわけです。特に最近では看護婦補助者という名前でありまうとか、副看護婦という名前でどんな、どんなやられている。もしもこれが看護の途中で事故が起きた場合、一体どういう責任を負うかという、私はかなり背筋の寒いものを感じるわけなんです。そこで、いまあなたの方の計画の中身で、准看護と正看護というものをどうされようというのか。それから准看護から正看護にするのに、私の感じではあまりにもきびしいのではないだろうか。資格を取る試験といいますが、課程といいますが、そういうものについて、一体厚生省としてはどう考えられるのか、あわせてひとつお聞きをしておきたい。

○政府委員(松尾正雄君) 御指摘のとおり、准看護の養成が非常に伸びてまいりまして、ただいまの就業人口で申し上げますと、看護婦と准看護は、准看護のほうが多少多い。半々を少しこえる程度に准看護のほう比率が上回ってまいりました。ただ、今後の養成計画におきまして、ただいま御指摘のように質の問題、看護婦の質の問題ということ、これは十分に大事な問題でございしますが、同時に現在の看護業務というものを見ましたときに、そこにやはり量的な不足があれば、せっかくの質的な発揮もできない。こういうところにもまた悩みがあるかと存じます。したがって、質という問題をにらみながら、同時に量的問題を早急に解決をしていかなければならないというのが、現在置かれておる状況であろうと考えておるわけでありまう。

したがって、将来にわたっての計画の場合、ただいま申しましたような進学課程というものが、准看護を本看になしていくという道でございしますと、そういうものを含みながら、大体最終的に正看護婦と准看護がどのくらいの比率でございばいいかということを決めた次第でございします。これはいろいろ関係者のほうからも専門的ないろいろな意見もあると思ひますけれども、私どもとしてはいろいろ検討しました結果として、大体看護婦がいまの勤務の場合四、それに対して准看護が六程度の比率というものであれば、そのチームとして、体系的に一応チームとしての看護業務

がで上がるのではないかと。したがって、その辺をひとつにらみながら、それぞれの養成課程を調整したいと、こう思っております。御指摘の准看護から看護婦になりますために実務経験三年を必要とする。その上で二年間の進学課程ということがやや酷ではないかという御質問でございします。これは看護婦というものが高等学校を卒業して、三年間行つて、国家試験を受けているという実態とバランスをくずさないというように意味から、従来そういうふうな制度的にきめられておるわけでございます。

ただ私もそういうふうな現在行なっておりますものでございますが、こういうものをもっと別の角度で検討する余地はあろうというふうに考えております。ただそれは、看護高校というものが現在八十八校になるほどふえてまいりました。この看護高校を出ました方は准看護の試験をすぐ受けられるわけでありまうが、直ちに二年課程に進学をするということになると、五年で、実は最短距離で看護婦の試験が受けられるわけでございます。したがって、そういうものをにらみながら、もう少し弾力的な検討をさせていただきたいと思ひます。

○山崎昇君 この五月に看護協会と看護連盟の会長の連名で、十八項目に及ぶ要望書が出されておるのですね。私もまだこれ詳細に検討しておるわけじゃありませんが、そしてこれを見ますと、うんと、法改正を伴うもの、予算を伴うもの等々もかなり含んでおると思ひます。ところが内容によつては、厚生省が決意をすればすぐできるものも含んでおる。たとえば、ここでの十一項目に述べられておるような、厚生省保健所課に保健婦の代表として課長補佐一名くらい何とかしてもらえんどうか、こういう点なんかは、私はもちろん人の問題ですから、そう簡単に右から左にいくとは思ひませんけれども、しかし、やりようによつてはそういう要望がやはりかなえられるのではないかという気もするわけです。あるいはまた十五項目ですか、そこに、先ほど申し上げたよ

うに副看護婦とか、准助産婦、助産士、産科看護婦、まぎらわしいような名称はやめさせるように行政指導してもらいたいというような内容もある。こういうこともやるうと思へば、それは厚生省の行政指導なり何なりでやれる問題ではないだろうかと思ひます。そこで、これ一つ一つ聞いたのではとても時間がありまうから言ひませんが、この十八項目に及ぶ看護協会等の要望書というものを、一体どういうふうにあなたの方からされるのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(松尾正雄君) 大部分の陳情にございします部分は、私も先ほど申し上げました計画というものの、具体的にかなり織り込まれるものであるというふうには理解いたしております。もちろん、先ほど申し上げませんでしたけれども、いろいろの待遇改善の問題、そういうことも含まれております。これは当然看護婦の確保対策というものの一環として、その数字とは別にまたやるべき問題でございしますので、そういう点について、私もほぼ大かたのところでは、大体同じような姿勢でいっておるというふうには理解いたしてよいかと存じます。

ただ、いまの保健婦を保健所課に置いてくれ、こういう話も私も聞いております。また寄り寄り相談をいたしておりますけれども、その実態は、率直に申し上げますと、保健婦の業務というものについて、もっと具体的指導をしてほしいという願望のあらわれであるというふうに、直接会って聞きますと、そういうことが予想されます。そういういたしますと、それが保健所課がいいのか、保健所課以外に、たとえば看護課の中に保健婦係長がちゃんとおるわけでありまう。また国民健康保険等につきましては、保険局のほうにも、本省に保健婦を置いて指導をやっておりますので、そういうものとおあわせまして、どこに置いて業務を指導したらいいかということは、私どものほうで真剣に検討させていただきたいと思ひます。

○山崎昇君 これは別な機会がありましたら、こ

うに副看護婦とか、准助産婦、助産士、産科看護婦、まぎらわしいような名称はやめさせるように行政指導してもらいたいというような内容もある。こういうこともやるうと思へば、それは厚生省の行政指導なり何なりでやれる問題ではないだろうかと思ひます。そこで、これ一つ一つ聞いたのではとても時間がありまうから言ひませんが、この十八項目に及ぶ看護協会等の要望書というものを、一体どういうふうにあなたの方からされるのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

これは十八項目一つ一つ聞いたんではたいへんなことになりまして、やめたいと思ひますが、あわせてお聞きをしておきたいのは、最近交通事故がものすごく多くなったのです。そこで緊急医療制度というものをどう確立されるのか。前から何か病院を指定したり、いろいろなことをやっておるようでありまして、それではもう追いつかないのじゃないかという気が一つする。さらに最近、高速道路の事故が一ぱい起きて、毎日の新聞というくらい事故が出てきておる。そしてその扱いがどうもやはり適切でない。そうするといまのあなたの答弁された、看護婦問題でいま聞いているのですが、緊急医療の問題等も含めて、これはますます看護婦さんの問題はやっぱり重要になってくる。あるいは脳外科の医者が問題になってくる。たくさん問題を含んでおるわけですが、緊急医療制度というものについてどう考えられておるか、あるいは現状で計画等があればひとつお答えを願っておきたいと思ひます。

○政府委員(松尾正雄君) 救急医療の体制の整備につきましては、ただいま御指摘のように救急告示病院——都道府県知事が申請に基づいて指定をする告示病院というのがございます。これは消防署が救急業務を担当してございまして、そのときに、搬送するときの行き先まで明確になっておるといふことを明らかにすること、並びにその他の準備を整えているという意味におきまして、そういう機関を告示しておるわけでございますが、これも最近非常にふえてまいりました。現在四千件を越す程度で上がつてまいりました。しかしながら、救急体制の中ではそういう第一番目の治療というだけじゃなくて、より高度の治療をやらなければならぬという問題が非常に深刻でございます。したがって、そういう四千個所程度のものとオーバラップいたしまして、救急医療センターというものの配置を考えております。

これは大体いまの計画では、人口にいたしまして大体百万人の人口に一カ所というくらい、全国

で百十一カ所程度を、具体的な病院の名前をリストアップいたしまして、その整備を補助金等ではかるというのをやっております。これは相当高度の設備、器械等を持ったものでございまして、現在、そのうち四十三年度まで六十三カ所はもうすでに整備の着工が終わつております。あと二年ほどで大体その百十一カ所の整備はほぼ完成をしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。さらに、しかしながら、そういう病院や設備をいたしても、専門の医者がいないというところではだめでございまして、脳神経外科につきましても、すでに脳神経外科学会に委託をいたしまして、厚生省からその専門家の養成を委託をしておる。さらにことしからはそれにプラスしまして、麻酔科の専門家の一層になって働く方の養成を麻酔学会にもお願いをするということで、専門家の養成もあわせて進めておるといふ状態でございまして。

ただ、高速道路の医療の問題につきましては、これは非常にむずかしい問題がまた別個にございまして、一つはインターチェンジというものが設けられておりまして、そのインターチェンジに原則として入りまして、その高速道路で救急車はUターンしないというところでございまして、原則としてこちらから入って向こう側に突き抜けてしまふ。そうすると市町村の消防というものの範囲をはるかに越えるところに消防活動が及ばなければならぬという問題がございます。この点は消防庁ともよく連絡をとりまして、より広域のそういう救急搬送体制というものを御検討願つております。しかしながら、同時に、インターチェンジの出口のところ、これもう適当な病院があるかどうか、これもやはり問題でございますが、たとえば東名高速道路あるいは名神、中央、すべての県について、先般私たちが御関係の方にお集まりいたしまして、検討会を開いておりますけれども、幸いにいたしまして、現在の東名高速道路では、たしか二十三カ所インターチェンジがあるかと思ひますけれども、その降りたところから五キロ以内

というところに百二十ほどの病院がそれぞれございまして。先般問題を起した三ヶ日のインターチェンジは、不幸に病院のないところでございます。したがって、ほかのところは大体そういう分布があることは確認されております。

ただ今後、幸いに、東名高速道路のようところは比較的大きい都市と都市とを結んでおります。これからできてまいる高速道路は、相当部分いなかのところを通つてくるという計画もあるのではなからうか、こう考えられております。その際、道路をつくる側におきまして、たとえば救急のための非常口の降り口をつくる、そういうこともぜひひとつ配慮してもらいたいということをおもひ申し入れをしていられるような状況でございまして。

○山崎昇君 重ねてお聞きしますが、最近のような交通事故になってくると、個人で医療費の負担能力がなくなつてくる。とてもできない。そうなる、その救急病院に指定をされて、患者がつかひ込まれる。指定病院です。一生懸命やりまわす。しかしやられたけれども、医療費をもちろことがなかなか困難だ、長くなる、こういう場合のこと等も私はよく考えて緊急医療という問題を考えまふと、単に病院だけ指定すればいいのだという問題ではないのかと思ひます。

さらに最近、聞くところによれば、何か東名高速道路もそうであります。高速道路の場合なんかに道路公団が何か緊急医療の問題を担当すべきではないか、こういうことが議論されておる。道路公団がどうこうする問題ではないのか。もちろん事故を起すものは悪いわけですが、しかし起きてしまったものの救急医療をどうするかという問題、またたいへんな問題だらうと思ひます。そこでこういう治療費の問題等を含めて、この救急医療制度というものは確立されなければならぬのではないかと私は思うのですが、そういう点について、厚生省はどのようにお考え

になるのか。

さらに、これは北海道の問題がありましたようですが、せっかく指定を受けるわけなんです、病院自体が指定をされても、それに伴う施設をしたり、あるいは看護婦さんを雇つたり、さまざまなことをやるわけですが、だんだんだんだん行き詰まってくる。そこでそういう病院に対する国の補助なり道の補助なり、あるいは県の補助なりというものがたいへん重要になってくると思ひます。それがどうもあまり万全でないために指定病院を何とかやめたい、そういう病院がまた半面ふえつとあると、私どもは現地に行くと聞くわけですが、そこで厚生省としては、こういう病院の指定はいいわけですが、その裏づけになるものについてどの程度のことをし、あるいは今後とも万全の対策をどうとられるのか、あわせてひとつ聞いておきたい。

○政府委員(松尾正雄君) 交通事故の起こりましたときの医療費でございまして、これはしづばは厚生省の保険局からも申し上げておると存じますけれども、健康保険等が適用できるわけでございます。ところがなかなかその点について誤解がございまして、保険はきかないのじゃないか、こういうことで当事者同士の話が進んだりするケースが相当あるように聞いておりますが、この点はそれぞれ所掌の部門におきまして、十分保険がきくのだ、また、きかないというところは誤解だといふことをいろいろの機会にPRにつとめていたしております。

そのほかにもう一つの問題は、率直に申し上げて、自賠法によるいろいろの賠償の問題が起きまふと、これは当事者間の事故が起ったときの心理状態が反映していると思ひますが、その範囲内でどうこうという話し合いがついてしまつて、保険を使わないで自賠法のほうで払うということも事実でございます。しかし御指摘の問題は、患者の負担がそういうふうにして制度的にはとれていゐるわけでございますが、問題は、そういう医療機関が救急業務を引き受けるという体制を整備され

ておるのに、必ずしも毎日受療の患者がたぐさん来るということでもございません。結局俗っぽいことばで申し上げますと、準備をしておいてもから振りになった。そのから振りのためにいろいろの費用がかかると思います。この点私どもも十分にいろいろの角度で検討いたしまして、病院によりまして必ずしも一概ではございません。したがって、これを補助助成するという問題になりますと、民間の機関等に対する助成という問題のむずかしさは別といたしまして、かなり個々の条件に合せて、どのくらい出したらいいかというところは非常にむずかしい問題でございます。しかしながら、ある程度どうしてもそういうものがないと、協力体制が得られない。現に都道府県では自発的に幾らかを支出しているところもございまして、何とか理屈のつく方法で、ひとつ何らかの費用を補てんするようにいたしたいというところで苦勞をいたしております。前年もそういう形でやりましたけれども、なかなか成功いたしませんでした。御指摘のとおり事情がございしますので、いろいろのくふうをいたしたいと思っております。

○山崎昇君 そのいう予算の出し方の問題にも関連すると思うが、私は一つの方法論とすれば、やはりその医師会なり何なりの証明があつて、指定病院によつて、もちろんあとで清算されることはいいと思う。それは医師会の証明あるいは副中といひますか、そういうものをとにして、厚生省であらかじめこの病院には過去の実績——これは実績といつても変な話であります、あるいはその他のファクターである程度計算して、その病院に対する補助なり何なりということではできるのじゃないか。そして翌年度末になりまして、うか、その際にこれは清算というところもあり得ると思いますが、何かそういう形で具体的にこの指定された病院に対する裏づけというものをきちっとしておきませんか、これはたいへんなのではないだろうか、こう思います。だんだんだんだんそういうのが多くなると、病院のほうは解除してもらいたい、これでは意味がありませんので、

そういうことも含めてひとつ御検討をぜひこの問題はお願ひしたいと思うのですが、どうですか。○政府委員(松尾正雄君) いま概算払いしておいてあとで清算するというような方式、私も従来気がついていない御提案がございました。先ほど来申し上げましたように、いろいろなかっことばひとつ検討したいと思つておりますが、特にこの問題の中で、救急病院が一番困りますのは、夜間等における宿直体制、一つの病院でやはり相当がばつておりまして、なかなか限られた人員で三百六十五日、夜間当直体制をとっておくということば、言うべくしてなかなかむずかしい問題でございます。また一方、その告示病院等におきましても、夜中たまたま起こされまして、診療所等では家族が全部起きてしまふという面もありまして、なかなか両立したい問題をかかえておるようには思います。

したがいまして、たとえばこれは一つの案でございますけれども、特定の病院を、夜間はもうその病院だけの、たとえば公立病院でも国立病院でもけつこうでございまして、そういうところこそその地区の担当の先生方が当番で当直制度をそこでやつていただき、そこへ夜間なら全部来れば必ず当番でスタッフがいます。その設備機械全部使つていい、こういう形ならば、その地域の全部の医師の負担を比較的平等に軽くしながら、しかも体制は常に準備されているということもできるのじゃないか。そういうようなことも含めまして、そういうときにひとつ何か助成の道なり、手当てなんかできないだろうかということもいま検討いたしておりますが、いづれにいたしましても、ひとついろいろなお知恵をいただきたいから、積極的に検討していただきたいと思ひます。

○山崎昇君 この間北海道の衛生部の方が来られて、北海道でもたいへんこの問題が議論になつて、私も聞いていた範囲では、地元で医師会に、釧路市で三十万、札幌市で二百万、道が一千万、医師会に対して補助をする。医師会がそうい

う緩急の度といひますか、そういうものを見て具体的にやるのだと思うのですが、ですから私は、やり方によつては具体的にどういう救急医療病院に指定されたところに対してそう不満——もちろん満足にはいかぬにしても、やり方があるのではないかと思うのです。ですから、これはひとつ早急に私は具体的に検討してもらいたいと思ふ。もちろん会計上の問題もあるでしょう、その他の問題もあると思うのですが、これは私のほうから提案したいなかつたことになりまして、まずひひとつ検討して、実現をお願いしたい、まずこれはふえていくばかりですから、減ることはないわけですから、指定された病院が不満で指定病院を返すなというこの起きないやうに、きょうはあなたに指摘をしておきたいと思ふわけですが、この点についてのもう一べんひとつ答弁をいただいてから、次の問題に入りたいと思ひます。

○政府委員(松尾正雄君) 私どもも全く先生の御意見のような、根底においては同感でございます。いままでもいろいろ具体的な案を出してはおりましたけれども、なお一そういういろいろな角度でこの実現ができませんように検討を進めさせていただきます。

○山崎昇君 それでは次の問題で聞きたいと思ふのです。

最近、イタイイタイ病とか水俣病とか、俗にいう公害病についてはかなり社会問題になりましたし、また政治問題にもなりましたから、厚生省のほうも相当本腰を入れていらっしゃると思うのです。そこでこれと同じような性格であるが、まだはつきりその病源がわからぬという意味で、スモン病というのがどうも対策がおくれているのではないか、こう私も感ずるわけです。そこでこのスモン病というものについて現在どういう対策を持つて、どうされておるのか、御説明を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(村中俊明君) お尋ねのスモン病につきましては、昭和三十年ごろに原因の不明の腹痛と下痢、それから始まる神経性の病気が出てま

いった、こういう症例報告が専門誌に出まして、その後三十四年ごろから似たような病気が出てきたということ、内科の医学会でこれをいろいろ学者が集まつて討議をいたしました。しかしその結論からは、なかなか原因はつきりいたしませんし、またどういふような症状がそろつたら同じ病気だという、そのカテゴリーの中に入られるかというふうな点の検討もいろいろされたやうですが、結局原因がよくわからない。しかも、いろいろな症状を伴う病気があつたやうな程度にとどまりまして、その後、隔年あるいは毎年のように専門の学会で討議されまして、昭和四十一年になりまして病名が統一されました。これは腹部症状を伴う脳脊髄炎症、こういう名前がついております。その少し前に、これは似たような病気がなつた方の病理解剖をいたしまして、その解剖の結果、脳脊髄に症状が出ていたというふうなことから、解剖学的な名前をつけまして、この学名の略字がいまの使われておるスモンという病名でありまして、ほぼ現段階では、先ほど申し上げましたような種々の不明の病気というのは一応スモンという病気の症状の中に入れられるんじゃないか、しかしこれは原因、正しい意味で病名ということにはまだ至つてない。そういうふうな経緯がございまして、現在まで一応把握されておりますのは二千名程度の患者がある。特に多発地区といひましては、ただいま御指摘もあつたかと存じますけれども、北海道が三百名近い患者の発生がある。そのほかには宮城、山形、埼玉それから長野、三重、さらに岡山、最近、岡山で相当患者が出て、現地へ担当課長を派遣しまして実態についていろいろ協議をしたという経緯もございまして、大体そういう経過をたどつて、いわゆるスモンという症状の病気が流行と申しますか、発生を見ております。ただこれの原因については、これも新聞その他でいろいろ報道されておりますけれども、残念ながら現在まだ原因が究明されません。学問的にはいろいろな学説があるやうでございますが、現在まだ伝染するかどうかということにつ

ても学会の定説はないのでございます。そういうことで病気の始まりました、流行の出ました三十年の後半においては、私どもも原因不明のあるいは伝染性の疾患じゃないかというふうな判断も入れまして、伝染病予防法の中で若干処理したケースもございますが、その後の究明でやはり伝染病ということに名づけるにはまだ問題があるというふうなことで、さしあたりは対策の重点をとにかく原因の究明に向けようじゃないかというのが国としての基本的な姿勢であつたわけでございす。これは御承知の昭和三十九年から研究班をつくりまして、ここに三年間で約二百万円の研究費を投入いたしました、特に専門的な神経学者、内科学者、こういう方々の参加を得て研究をしてまいりました。それは別個に、四十一年から国立の病院の中にやはり臨床的な面から研究班をつくつて、これはやはり調査研究をいたしております。これはたしか現在も続いていると存じます。

それは別に、文部省系列ではやはり基礎的な原因解明の研究ということで、相当多額の研究費をそれぞれ専門の学者のいる大学に配付いたしまして、同じような原因究明その他の研究をいたしておるといふのが現状でございます。昭和四十四年度といたしまして、年間約三百万円の研究費を含めた研究費を組みまして、現在これの執行について専門家と相談をしているというふうな実態でございます。

○山崎昇君 いま厚生省でやられている対策並びに文部省で一部学校等に研究費を出して研究をやられておる。そこで、多く存在しておる自治体では民間の医者が研究会をつくっているというふうなところには自治体でもやはり補助金のようなものを出してやらしておる。ところが幾つかあります。そういうものに対しては、自治体がつておるのだから国はやらぬでもいいのではないかと、いろいろ考えかどうか知りませんが、やはり具体的に患者が存在して、一番接点で治療に当たっている医者がそれぞれ研究会を持つようなところに、私はもっと国でも力を入れて補助金なり研究費なり出してやらせるべきじゃないか。何か研究というと大学の研究室だとか、中央の研究室だけで研究すれば、何か対策をやっているような私は形におちいりやすいのじゃないかと思うのです。そういう意味で、たとえば釧路市なんかは二十名ぐらいの民間の内科あるいは外科、その他の医者が総動員されて研究会をやつておる、こういうものに対して厚生省は一体研究費なり補助金を出す考えがあるのかないのか、そういうところにもっと私を力を入れてやはり研究すべきではないのか、こう思うのです。どうですか。

○政府委員(村中俊明君) 研究体制の問題についての御指摘でございますが、確かに御指摘のとおり、私的な自発的な研究体制に対する国の助成と申しますか、協力が十分でないというところについては私も御指摘のとおりだと思ひます。ただ、今年度で組みました予算の執行に当たりましては、全国的に特に多発している地域の実例に例数を手がけたという専門家の参加を得てこの研究をやつていきたいと思ひます。御指摘の北海道につきましても、私はできればその研究の責任者に参加してもらひまして、室蘭とか釧路とか、そういう多発地域の問題も含めたいというふうな現地の問題を中央に持ち出してもらふというふうな研究体制はぜひとりたいた、こう考えております。

○山崎昇君 こういう問題はもちろん学問的なこととあるでしょう。ですから大きい機構なり組織で原因究明することも私は大事だと思つております。しかしそれよりまして、毎日毎日患者を見てやつておられるところの研究が私はもっと重要ではないか。ところがそういう方々はなかなか自分の費用でそんなに長らくやることのできないから、やむを得ずそれぞれの自治体で幾らかでも補助金なり研究費を出してやらせているのです。そういうものに対しては国はもっとやはりあたたかい援助をなすべきじゃないか。むしろ積極的に言えば、そういうところにもっと研究費を出してやらせるべきではないかとさへ思ふわけなんです。そういう意味であなたに聞いているのです。

○政府委員(金光克己君) 研究に対する私どもの態度の問題でございますが、これは先ほど経緯を

その先生を連れてきて、ときたま意見を聞いたからといって研究は進むものじゃないと思つたのです。この一番いい例は富山県のイタイイタイ病だと思つたのです。あの萩野さんが十年かかって、そして自分の私財をなげうって研究して、いま初めてあなたの方公害病と認定したのだ。ああいう人たちがいなかったらまだ私は公害病にならなかつたのではないかという気がする。そういう意味で考えると、こういう原因のわからない、しかし苦しむ患者を毎日目の前にして一生懸命やつておる医者、あるいはそういう方々が集まって自主的に研究するもの、そういうものに対しては私も少し厚生省は積極的な姿勢をとつてもらいたいと思つた。このほかにも一部新聞の報道ではかなり全国に原因のわからぬような病気があるのじゃないか、そういうものについてもほんとうは医療といふものは研究するものが本質であるが、どうも最近では心臓病だとか、世の中であつたと言わされることばかりに医者は目を向けておるという批判もさされておる。私にはそういう点に少し少く厚生省はほんとうに人間尊重だとか、あるいは人の命が大事だと言ふならば厚生省は目を向けてもらいたい。そういう意味で四十四年度予算が、四十五年度ではどうか、そういうことやつてもらえますか。これはかなりやつておられるのです。ただ、たまにその担当している医者を呼んで意見を聞くなどという簡単なことじゃないしに、積極的に私はやっぱり厚生省としての援助の手といひますか、研究の手といひますか、そういうものを伸べてもらいたいと思つた。そういう意味で私がとりあえず聞いているのは、釧路の市内で二十名ぐらいの医者が列席してやつておる。こういうものについて来年度考えられますか、どうですか。ほかにまだあるかもしれませんが、私はいま聞いているのは釧路の例で申し上げたのです。どうですか。

○政府委員(金光克己君) 研究に対する私どもの態度の問題でございますが、これは先ほど経緯を

若干申し上げましたけれども、現在の段階でこういうスモンの疾病の一番手がける率の高いところは内科系統の施設でございまして、さらにそれにプラスして神経系統がまじつた形で主として専門家が養成されて、そういう方々がスモンの対策に専門的に取り組んでいるという実態があるわけがあります。私どももこういう網の張り方といたしましてはできるだけそういう専門家の系列を通した形で、たとえば、病名がまだつかない症状を幾つかきめて、その症状がそろつたら、症候群というふうな実態の中では、個々の臨床的な症状の再検討という問題もありまして、一がいスモンという病名をつけて入れて見たところが、やはり違う種類のものもあるというふうな場面が出てくる。そういうことで内科と神経学者の専門的な系列の中で問題の処理をしたいと考へたわけなんです。そういうところから、いま例に出した釧路につきましても、たしか北海道大学及び札幌医科大学の内科、神経科系統の専門家がグループとなつた形で処理されていると私は理解しております。ただ問題は、そういう形でもなく例がございした。富山県のイタイイタイ病のように、現地の篤志的な専門の診療所の先生がこつこつとやられた研究が、やはりスモンという問題を究明する場合にも貴重な問題じゃないかという点につきましては、これはいま非常に重要なことだと思ひまして、来年度、今後の研究課題にさせていただきたい。繰り返しますけれども、一応、地方自治体という系列の中で何とかまとまる、あるいは連係のとれるものについては、なるべく網の目を広げる形で処理してまいりたい、こう考えております。

○山崎昇君 私がいまそういうことを言つたのは、たとえば、これは問題が違うのですが、厚生大臣がテレビに出演されて、あの問題になつておる米ぬか油の被害なんかの問題で出ておられる。大臣とか、あなた方があいうところに出ていくという、たいへん調子のいい答弁されるわけですね、私どもも見ております。この間、厚生大臣

出られまして、いまのスモン病でありませんが、米ぬか油なんかについては、あそこを扱っているのは熊本大学でしょうか、研究費は十分やっております、もう御安心ください、気を大きく持ってください、こういふ話ですね。あれは熊本大学の先生が中心になってやっておるから、そこに私は研究費はかかっていると思うのですよ。これを私は否定しても言っているのじゃない。しかし、あなたのいま説明を聞いても、確かに文部省からそれぞれ研究される大学なり学者なりに研究費の補助がいつている。あるいはまたあなたのように研究班ができたということを開きました。しかし、私はそれよりもっと重要なのは、こういうスモン病でないかということ、臨床、通じて現実には一生懸命やっている医者がたくさんおるでしょう。そういう方々が自分たちが集まって研究やる。しかし、どうしても金その他でも万全でないから、その自治体はなけなしの金をはたいて研究やらしているわけですね。そういうことに対して私はもう少し厚生省は積極的になっていいんじゃないか。確かに系統を通じてやる研究は否定しませんが、重要だと思えます。それよりもっと第一線で、そしてそういう患者を相手にして、臨床的にも研究やっている医者に對して、厚生省はもう少しあたかくなっているんじゃないか。あるいはそういう方々が集まって自主的な研究をやるならば、その研究が進むような体制を厚生省がつくってやることも大事なのではないか、そういう意味で私は言っているんですよ。ですから、いま例にあげたのは、一番よく釧路の例を知っているからあげたんです。内科も外科も脳神経も集まって、市内にあるお医者さんの二十名か二十五名かが、一月か二月か知りませんが、一ぺん集まってやっておるようです。そういうところに対しては厚生省の研究補助金なり何なりという手段が講ぜられていいのではないか、こういう意味でお尋ねしておるんです。四十四年度予算がないというから、それならば来年度以降そういうことは考えられるかどうか。あるいは自治体に対して補助して、自治体が

それをそういう研究に回すということもあり得るでしょう。いずれにしても、国がそういうあと押しをするといえますが、そういう形がとれないかどうか、もう一ぺんあなたに聞いておきたい。

○政府委員(金光克己君) 四十四年度につきましては、ただいま申し上げたとおりでございますが、まだ新年度の予算の編成の作業に入っております。その御意見は十分拝聴いたしまして、今後の作業の参考にさせていただきます。こう思います。

○山崎昇君 それではぜひそういうところで、じみであつても一生懸命、こういう原因不明の、一応の病名もできたようでありませうけれども、こういうものに取組んで研究を進めている医者、あるいはそのグループに對してひとつ皆さんの力強いあと押しを願っておきたい。これは四十五年度でどういふ方法をとるかわかりませうけれども、あらためてまた後日その点についてお聞きをしたいと思いますので、ぜひこれは実現をしてみたい、最後に要望してこの問題を終えておきたいと思ひます。

その次にお聞きをしたいのは、保健所の問題についてですね。これは機構面に入らうと思ひますが、官房長でけつこうであります。お聞きをしておきたいと思ひます。たしか昭和三十四年だと思ひますが、保健所の設置については、その定員が型が分かれて、型別定数になっているんだとね。いま全国で八百三十二カ所の保健所があると私も記憶しておるわけですが、ところが三十四年にこの定数がきまっております。十年たつておる。その間、保健所の業務がかなりふえているにかかわらず、依然として十年前の基準でやられておる。こういうことについて各保健所ではかなり不満があるようです。そこで保健所の今後の運営についてどういふお考えであるのか、一つと、それから最近横浜その他で人口三十万人ですかに一カ所というふうな何か基準があるようでありまして、それに基づいていろいろ市としての保健所を設置しておるようですが、どうしても人口が膨張しますので、それではさばき切れな

いとところから、支所というものをかなり設けられておるようであります。そこで最近支所を保健所に昇格をさしてもらいたい、こういうことをかなり厚生省に言うようであります。厚生省のほうは、全国の八百三十二の数字にこだわるのかどうか知りませうけれども、なかなかそういう実情が認められない。こういうことで人口が膨張してくる都市なんかはかなりの不満を持っているようであります。したがって、保健所の支所の昇格等の問題について、厚生省としてどういふ検討をされておるのか、この機会に聞いておきたい。

○政府委員(金光克己君) 保健所の問題につきましては、昭和三十五年に再編成の計画ができました。これは御指摘のとおりでございます。その後十年たちましてなかなか現地の地味の実態に合った保健所の活動がでない。特にこの数年間の社会的な情勢の変化の大きな問題としては、人口の流動ということがあります。過密都市と過疎地域との非常なアンバランスが出てまいりました。これは三十五年につくりました再編成当時の社会的な情勢とはもつと違つたような実態が出てまいりました。そこで私も、一昨年から保健所の仕事のあり方といたしましてまた検討を始めております。事項は、人口が都市に流出してしまつた過疎地域、僻地を伴つたようなそういう地域の保健所のあり方はどうかという問題が出てきております。御指摘のように、一応、保健所法では人口十五万以上の都市については、保健所を市が持つというふうなことも保健所法の制定当時にはありまして、現在三十市が政令市の形で保健所を持っております。しかし、このような人口移動の中で、一

体十五万というふうな人口の押え方が、市が保健所を持つことに適当なのかどうか、あるいは御指摘のように三十万という人口が適当なのかどうか。政令市のあり方の問題もまた出てまいり、基本的な私どもの考え方としては、やはり住民に密着した健康の問題というのは、なるべく下の段階にと申しますか、行政単位の小きなところ

に下げて、そこで住民サービスをするというのが筋の通るのじゃないかという判断をいたしまして、これらをまとめて保健所の今後のあり方という検討をいたしたい。これはまだ一年くらい続こうかと思ひますが、さしあたって私どもはそういう過疎地域、特に流出してしまつたあとのそういう小さな町村に對する住民サービスを中心にした保健所活動の強化というふうなことを考えてまいりたいと、こういうふうなことでございます。

なお、横浜市の場合にありますが、支所を保健所にとつていただくことが、そういうことで、現在、横浜市では政令市という形で市自身で保健所を持っています。これは御承知のとおりであります。この政令市が、横浜の場合は別といたしまして全国に三十ございまして、二十七、八万から百万をこえるような人口の地域、人口の多いところの地域は幾つかの保健所を持って、それなりに市は機能的に任事ができやすいのであります。小さな人口の市につきましても、一市一保健所というふうなところもある。こういうところになります。たとえば監視業務的な権限を伴うような仕事になります。人事管理業務そのものについていろいろ問題点が出てまいる。そういうことで、政令市のあり方という問題もこれは込みまして保健所の再検討をいたしたいと思ひます。さしあたってそういうことでございまして、特に人口が膨張してとても支所という形ではやれない、どうしても保健所という形をとる必要があるというふうな客観的なデータが出てまいりましたら、その段階で今後関係の市当局と話をしてみたい、こう存じております。

○山崎昇君 厚生省という行政機関ですから、部分部分でものを判断できないということも、これも私は反面理解をします。それから全体的な規模の中で、ここはどうしようかという、そういう判断をされるということも私もまた理解をします。これから一年ぐらいかかってこの保健所法をどうしようかと、こういうわけでしょう。そのあとに、まあ保健所がなくなるといふところはない

でしょうが、縮小するところ、ふやすところ、い

ろいろあると思うのです。しかし、いずれにしても、政令都市の場合にはその市の設置条例でこれを置くわけですね。ですから、その市で人員、あるいは建物、あるいは予算等々が整備をされて、どうしても支所ではどうにもならないというかつこうで昇格をさせようという場合に、私も聞いていたのは、何か全体で八百三十二カ所の保健所だから、この数をふやすことはどうもぐあいが悪い。だから、どこか一カ所減った、それじゃその分だけあなたのほうの支所を認めましょうか、何かこういうようなやり方が中心だとも私も聞いています。それが間違いであれば、あげました横濱でありますとか、東京周辺の毎年これだけ人口の膨張しているような市ではどうしようもないのです、正直のところ。一朝何か伝染病の発生でありますとか、保健所がもうフルに活動しなければならぬようなことが起きて、初めてまた皆さんのほうはあわてて保健所の機能がどうのこうのということになると思うのです。だから、そういうことにならぬように、こういう人口増加の問題のところについては、全体の計画は計画としても、そういうところもやはり個別的にある程度ものを見て対策を講じなければ、行政的に私はおくれいていくのではないかと思うのであります。そういう意味で、いま例に横濱を出しましたが、ぜひ、全体の計画は計画で私はわかりませんが、ひとつそういう政令都市であなたのほうに相談されたら、あまり全体的なことというのをたてにして首を横に振らぬようにきょうはお願しておきたいと思う。

そこで、重ねてあなたに確認しておきたいのですが、そういうところはあなたのほうに相談に行ったら、やはり十分事情を聞いてもらって、そしてその市がやはりこういう保健行政の立ちおくれのないようにするためには、その市が責任を持ってやるわけありますから、ぜひひとつ実現するように願っておきたい、こう思うのですが、どう

うですか。

○政府委員(村中俊明君) 保健所の新設につきましては、私も現地の実態を十分聴取し、場合によっては現地に伺って実態の把握をした上で処理しておるわけでございます。ただ、地域住民が保健所の活動に対して期待する部分、必ずしも私もあるいは自治体の行政当局が見て考えておるのと違う面があります。端的な例を申し上げますと、地域の住民は、保健所ができたから赤ちゃんの健康相談がどんなに受けやすくなるだろう、あるいは栄養指導も受けやすくなるだろうというふうな、私どものことを用いますと、対住民のサービス業務ということに対する期待が非常に多い場合があります。保健所という形では、そういうふうな対人関係のサービス業務ももちろんあるわけでございますが、御承知のように監視業務というふうな業務、あるいは施設に対する指導というふうな業務、いろいろあるわけでございます。そういうふうなものをワンセットにした形が住民の期待するような保健所に対する設置の要望であるというふうな問題が出てきて、初めて私は保健所の設置の意味が出てくるというふうなことで、基本的な点と申しますか、一般的な考え方として、型としては、型の小さな保健所をたくさんつくるよりは重点的な保健所の整備をやつて、精密な濃度の高い業務をやらなければならぬものはそこで処理する。直接住民に密着したようなサービスの業務は、これはできれば末端の支所あるいは出張所、そういうようなところで処理されるような体制を考えていくというふうなことが、いま私どもが作業をしている意見の一つであります。考え方としてはそういうことでございまして、けれども、現地の実態を十分聞いた上で処理をすることは現在もそのとおりで、今後もそういうようにしてまいりたい、こう思っております。

○山崎昇君 そうすると、あれですね。必ずしもいまあります八百三十二の数字にこだわってどうこうということはありません。私も何か厚生省では全国の保健所の数字にこだわられて、どう

もそれからふえることはまかりならぬ。だから、どこか減ればどこかふやしてもいいのだ、こういう相対的なことだと聞いておりますが、これは誤りですね。そうすると、こういう数字に関係なくその自治体で地域住民との関係をよく見て、どうしても必要ならば認めます。こういうことと私は確認をしておきたいのですが、いいですか。

○政府委員(村中俊明君) 事務的なこととしては、なるべく先ほど申し上げましたように、できるだけ機能の整った大きな保健所の体質改善をしたいという考え方が一点あるために、いろいろ誤解があるようでございますが、私も現在の段階では、まだこれはベーパープランまでいかない問題でありまして、現地の実態を十分聞いた上で、必要と考えられれば処理をしてみたい。こう存じております。

○山崎昇君 それではその問題はその程度にして、次に老人対策について二点ほど聞いておきたいと思ふのです。

最近の厚生省の資料によりますと、平均寿命がずいぶん伸びて、一応五十五歳を定年だと考へるならば、それから大抵、男性で十九年くらい生き延びて死んでいくという勘定になっておるようであります。そこで私が聞いておきたいのは、この平均寿命が延びたことに関連をして、いろいろ分析をされておるようであります。老後の問題というものをほんとうに安心させるためにはどうしたらいいだろうか。これは二、三外国の例を調べてみても、一番社会保障が進んでいるといわれるスウェーデンなんかで老人の自殺が多いと、こう私も聞いておるわけですね。そうすると、施設が整備をされておる、そこへ老人が入っていただくと、それだけではどうも老人というのは満足できないのではないだろうか。だんだん平均寿命が伸びていけば何が足りないだろうか、どういふふうにしたらこの老人対策というものは万全なだろうか、これはやさしいようで実際考へてみればむずかしい問題を含んでおるのではないかと思ふのです。そういう意味で、平均寿命の伸

びと老人対策というものと厚生省ではどういふふうに関連づけて今後の対策を講ぜられるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○政府委員(今村謙吾君) お答え申し上げます。

いま先生おっしゃいました問題は非常に込み入った問題でむずかしいとは思いますが、端的に言いますと、日本の現状から言いますならば、スウェーデンのような社会保障、いわゆる年金とか、あるいは医療とかいふ問題が非常に、出発、日が浅いという問題が一つ残っております。それからもう一つは、衛生状態がよくないというふうなことで寿命が伸びておりますけれども、その寿命の伸びが、ほかのヨーロッパあたりでは一世紀ぐらいで逐次伸びてきたのが、ここ十年くらいで非常に大きくなってきている。その裏側に、もう一つは、家族制度といふのは昭和の始めくらい、明治、大正以来といふのは大体五人平均、きょう現在といふのは四十三人あたりではもう四人を切つておる。おそらく一人減るにはイギリス、アメリカあたりでは一世紀、それを十年くらいで下げてしまつた。家族制度の崩壊といひますか、変貌といひますか、そういうふうなものから非常に心理的な不満というふうなもの、それが自殺なんかには相当響いてくるのではないかと申します。それからもう一つは、これは先生御指摘にならうかと思ひますが、いまの終身雇用制度、定年制とかいふ問題が、労働力が不足になつてまいりますとだんだんそれが伸びるんだらうと思ひますけれども、とにかく五十五歳定年、年金も六十あるいは、六十五といふふうな関係、この辺のギャップをどうするか、いろんな多方面にわたると思ひますが、その辺はどうも厚生省だけではけりがつく問題ではありまので、労働なり各方面と連絡をとつて研究してまいりたいと思ひます。

○山崎昇君 そうすると、いまのところは平均寿命が伸びたに伴う老人福祉の総合的な対策といひますか、計画といひますか、そういうものはまだない、これからいろいろ関係各省と相談をされて

つくられる、何かそういうふうにも聞かせるのですが、どうかということ。これはもちろん雇用の問題ならば労働省の問題にもなるでしょう。しかし、何といつても私はあと十年もすれば国民六人に對し一人は五十五歳以上の老人になるともいわれておる。そうすると、あとで村田君から出るかもしれないが、児童福祉の問題ももちろん大切でありますけれども、この老人の問題をどうするかというのも、私どももそうなつてきますしね、きわめて私は重要だと思ふ。さらに考へてみると、さつき申し上げたように、何か環境は整備されるけれども、先進国であるスウェーデンでは自殺が一番多いという。そうすると、私は環境だけでないような気がするんで、一番こういう問題に中心になられる厚生省としての見解をきくは聞きたいと、こゝろをわけておきたい。したがって、具体案がなければやむを得ませんが、いづれにしてもこの平均寿命がどんどん伸びるわけでありまして、この老人対策といふものについて私は真剣にひとつ取組んでもらいたい。

あわせて、これもいつか私は社務委員のときにお尋ねしたと思うのですが、依然として家庭奉仕員といふものの待遇がどうもあまりよくない。何かこゝろをわけておきたい。そういふ意味で家庭奉仕員といふのを、これからあなたの方でこまごまどういふ人に対して待遇をされるのか、いま現在、たとえば来年度であればどういふ程度のことを考へられておるのか、少し早いような気もしますが、伺つておきたいと思ふ。

○政府委員(今村謙吉) 最初の点、問題点だけをたえば職業の問題、年金、医療の問題といふふうな、こういうふうなテンポの早い人口老齡化についてこういう問題がありますということだけを申し上げたので、対策はこれから考へるのかとおしかりをいただいたのですが、実は厚生省としても、厚生年金、国民年金、その内容充実、国民年金なんかは三十五、六年からやるとやり出して十年にもなつていないというようなことで、

その内容改善に非常に努力しておる。医療問題につきましても、いま本問題でいろいろ議論されておりますが、給付率を上げるとか、老人保険の問題を別個につくるとかといふふうなものを真剣に検討いたしておる。それから家族制度の褒奨といふものを直接的に厚生省がどういふこととすべきですが、そこからはじき出されてくる老人といふものは非常に数が多いのでございまして。そういう意味で老人福祉施設といふふうなもの大幅な増設に毎年努力しなければならぬといふような傾向とか、うちの省の部分だけでやっているとをひとつ御了承いただきたいと思ひます。

それから家庭奉仕員の問題であります。これは施設に全部収容してしまうといふようなことまでいかない。寝たきりだけで全国で四十万人くらいおられる。家族の人手がある人はいないにしても、非常に困るということ、本年度は約四千五百人くらい増したといふわけでありまして、これはやはり相当困つた程度の人については週に二、三回でも必ず半日くらいは行けるかということにしたいといふには、まだまだ膨大な人数が要するといふこととございまして。それから処遇改善、ことしやと一萬九千二百円ということになりましたが、これについても普通の常勤ならばそれはまだまだ低い。ただパートタイムのような人もおられます。

勤務形態がいろいろあります。これについては大に今後とも改善しなければならぬと思ひます。○山崎昇君 あと二つでやめますが、一つはこれはほんとうは時間があれば、私は児童問題について十分聞きたいと思つたのですが、時間がありませんから一点だけ聞きますが、最近テレビのコーナーに子供が使えるのですか。

私はどうも、あれ見えていて納得できないのです。そこで、私は厚生省の児童局長何か知りませんが、この学校に行かないような小さい子供をコーナーのあれに使うことについて、あなた方いいと思うのか、悪いと思うのか、お聞きしたいと思ふのです。これは子供はいろいろなかつた

こうをさせられていますが、契約して報酬は親に入ると思ふのです。これは、どうも私はテレビを見てみると、こんな小さい子供がいろいろなかつたことをします。たとえば何となくですか、お湯をつぐやつならば、トワの皮みたいなものを着て出てきたり、ミルクで赤ん坊がミルクを飲んでる姿がいろいろと見えても、私はあまりにも子供といふものが企業の道具にされていくのじゃないか、そういう気がしてならないわけ。だから、ほんとに児童憲章のいうように、乳幼児なり、子供を大切にすると、企業の道具にしたくないといふならば、私はああいう子供をコーナーの宣伝に使うといふことはやめさせるべきじゃないかという見解を持っておるのです。そこで厚生省にお聞きをしたい。こういうことはいいと思ひますか、悪いと思ひますか。悪いと思はれたらやめさせるような指導をするかどうかお聞きをしたい。

○政府委員(戸澤政方君) 児童局長おられませんので、私からお答え申し上げます。コーナーに子供がたくさん出てくるということとは事実でございまして、コーナーの中にもいろいろございまして、明るい感じのもの、子供が出てくるのがかえつて効果的であるといふようなものもあるかと思ひますけれども、そういう企業の商業目的のために子供が利用されるというふうなことは、これはもう児童福祉法の趣旨にも反することとございまして、おもしろくないこととございまして、今後その内容につきましても、十分に個々に検討して、必要があれば規制を考へていきたいと思ひます。

○山崎昇君 もちろん就業年齢が十五ですから、中学出た以上ぐらゐの子供が民間会社で働くわけですから、その企業をつくらせている商品がいかに悪いものか全然知らないんです。親は報酬もらつてのうのうとするわけでしょう。ですから、私は事の善悪を別にして、ああいう宣伝の道具に子供を使うといふことをやめさせるべきだと思ふんです、内容いかにかわらぬ。そういうことを私

は強くここで訴えておきたい。最近には特にひどい。食料品から始まりましてね、それから石油製品、あるいはふる、ほとんど私は厚生省に關係する業者が多いんじゃないかと思ふんです。薬でもそうです。そういう意味で、私は子供をあつた宣伝の道具に使うようなことは、いまやつてゐるものを一気にやめると言つたつて無理な点もあるかもしれないが、やはり厚生省の行政指導としては、法律的に禁止されてないでしようけれども、この点は十分考へてもらいたいと思ふ。こういうことを重ねて私は指摘をして、厚生省に善処を要望しておきたいと思ふ。

最後にもう一点聞きたいのは、先般、麻薬取締りに關連して起きた汚職ですね、その後一いつただけ聞いて私の質問やめたいと思ひます。○政府委員(戸澤政方君) 先般、麻薬取締りに關連して贈収賄に關する汚職容疑事件が起つてしまつたことはまことに遺憾なこととございまして、申しわけなく思つております。事件は去る三月ごろで一応檢察当局の取り調べが終了いたしました。業務局の末吉という技官一人が起訴処分になっております。それで、その本人の処分につきましても、一応、裁判の結果を見るまで休職処分にしておりまして、その結果によりまして必要な行政処分をするにいたしております。なお、この事件に關する監督責任としまして、業務局長以下關係者の行政処分をそれぞれいたしております。

事件はそういう落着いてございまして、この綱紀肅正問題につきましては、もう従来とも政府としてもいろいろな方法を通じて指示もされ、監督もされておられますので、その指示に従つて万全の策をとつておるわけとございまして、特にこの業務局等の業者との關係につきましても、はかの公務員以上に十分な監視並びに対策が必要ではなからうかと考へております。それで、事件後、業務局を中心としていろいろ具体的な対策を考へまして、今後ああいう製薬業の許可のしかた、業界と

の接触のしかた、そういうものにつきましている
いる具体的な方策を立てまして、これに関係する
職員については上司の監督、相互のチェックス
テム、そういったものを従来以上に強化してあ
まのちのないようにしたい。それからまた、業
者との接触等につきましてもこまかいことまで言
いまして、平生のつきあい関係等についても誤解
を招くようなことがないようにいろいろ具体的に
対策を考えて、いま実施し始めたというところ
でございます。

○山崎昇君 ほんとうはこれはいづれ私は総理府
に聞きたいと思っておりますが、五月二十三日
に総理府から、「網紀肅正のための各省の具体的
措置について」という報告書が出ているのです。
ですからほんとうは所管の総務長官に私はこの内
容でこまかに聞きたいと思っておりますが、その
中に——あなたのほうでもやはり汚職者を出した
わけでありまして、聞きたいのは、この報告
書によると、本省に網紀肅正対策委員会を
設置して毎週一回必ず会議を開いてその結果を
報告せよということになっているのです。そこ
で、本省に網紀肅正対策委員会をつくることにな
ると思うのですが、ずっと事故を起こしたものを
見ると管理職がほとんどです。管理職が事故を起
こしている。そこで、監督する側だけでこういう
対策委員会をつくって幾らやっても、私は効果が
ないことは言いませんが、万全の対策ではない。
そこで、私はどうしてもこういうものはやはり下
級職員を代表するもの、ことばを言えば、
その省に労働組合があるならば、労働組合の代表
を一名こういうものに加えて、下級職員から見
てどういふふうにしたらこういう事故が再び起きな
いようになるのか。こういう網紀肅正対策委員会
というものの構成についてあなたの見解を聞いて
おきたい。できるならば、私はそういうものをつ
くるならば、職員代表という形で組合の代表を入
れて万全を期してもらいたい。こう思うのです
が、それについてのあなたの見解が一つ。

それから、この報告書の最後に、業者への協力

要請ということがありまして、「網紀肅正につ
いての趣旨を伝え、協力を要請する。」というの
です。業者にどういふふうにかっこうでやるのか知りま
せんが、もしあなたに案があればお示しを願いた
い。

さらに、二点ありまして、そのあとに、「職員
等に対し物品を贈与する等不正な求人活動を行
なう企業に対しては、必要により紹介保留、紹介
停止の措置を講ずる。」これが総理府から出た報
告書の一部です。厚生省としては、こういうのが
総理府から出ているのでありますが、これに基づ
いてどういふふうになさるようになっているのか、も
し厚生省としてのまともな考え方がなければ、
あなたの見解でもいいですが、聞いておきたい。

○政府委員(戸澤政方君) 第一の、そういう網紀
肅正対策委員会の構成、性格に関する問題でござ
います。これはやはり公務員の管理監督に関す
るいわば人事権にも関連する問題でございませ
う。やはりこの構成としては管理者を中心につ
くるべきものであらうかと思ひます。厚生省にお
きましては、官房長を長にそういうものを運営し
ておるのでございしますが、しかし、その運営につ
きまして、たとえば具体的にいろいろ網紀肅正対
策を考える場合には、一般職員の意見も聞くとい
うことが必要かも知れません。それは必要に
応じて実務に携わっておるものの意見を聞いて
対策を立てるというふうな運営をいたしている
わけでございします。

それから第二の業者への協力要請、これはたと
えば業者との面接をどういふ時間に行なうかと
か、あるいはつき合いをどうするか、益暮れの
贈りものなどはもう厳禁するといったようなこと
は、こちらで一方的にきめましても、相手方にも協
力してもらわなければならないことだし、これ
は、たとえば製菓業者ならば製菓関係の団体——
連合会のようなものがございします。そういうもの
を通じて、そういう方面に協力をしてもらおう
というふうなことを正式にお願いして協力を要請
しているというふうなことをやっているわけでござ
います。

三番目の問題は、労働者の問題でございませ
う。か。

○山崎昇君 そうではないです。中身を見ると必
ずしも労働省とばかり言えませんが、これは。ま
あいいです。しかし何と云っても、当初は行政監
理委員会なんかはそういう業者の出入りを差しと
めろというぐらゐの声明が出たのです。これを
見るという、何か協力を要請するといふのです
から、私はずっと後退していると思ひますけれど
も、これはあなたのほうの所管でありませぬの
で、いづれ総務長官には詳細にこの内容を聞きた
いとは思ひますけれども、ただ当面あなた
のほうも事故者を出しておりますから、こういう
ことについては相当神経をとがらさなければなら
ぬと思ひます。そういう意味で、省議がまと
まっていなければあなたの見解というところで聞
いたわけですから、これでいいと思ひます。いづれ
にしても満足でありませぬけれども、私の質問を
これで終えておきたいと思ひます。

○岩間正男君 最初にこの前お願いした資料はど
うなつたでしょうか。まだ出てないのか。

○政府委員(戸澤政方君) こまかい資料もござ
いますので、恐縮ですが、今週中か来週かという
ことで、来週の月曜日にお出しする予定にいた
しております。

○岩間正男君 こういうことだとちょっとこれは
質問にも差しつかえるところが出てくるので、
きょうは時間も相当過ぎていますから、ある程度
やって——きょうは大臣が出席してない、そうい
う事実があるし、条件がそろっていないようです
から、できるだけこのことをやって、この次に継続
してやらしていただきたい。こういうことを前提
にしてやりたいと思ひます。

そこで、まあ最初に官房長にお伺いしたいので
すが、どうなんでしょうか、統計調査部というのが大
臣官房にあるわけですね。これは相当なスタッフ
を持つてのしょう、どのくらいですか。

○政府委員(戸澤政方君) これは官房に属する部

でございまして定員六百九十名ほどでございま
す。

○岩間正男君 おもにどんな仕事をやってるの
ですか。

○政府委員(戸澤政方君) これは厚生省の行政に
関する基礎になるような各種の統計、人口動態、
衛生に関する統計、社会福祉に関する統計、そう
いったものの計画、実施、解析、そういったもの
をやっているわけでございします。

○岩間正男君 これは厚生白書に反映しているわ
けですね。

○政府委員(戸澤政方君) もちろん厚生白書の基
礎的な資料として使用されているわけでございま
す。

○岩間正男君 私、先ほどから、一昨日から聞
いているのですが、どうも厚生行政も科学的にな
っているのかどうかという疑問を実は聞いていな
がら持っているわけですね。ほんとうに客観的な事実が
あるわけでしょう。その上に立つてむしろ政策が
加味されるわけだけれども、しかし、その医療の
問題、保健の問題、国民の生命に関する問題です
から、これはまあ実際にその政策で非常に心を加
えるとか、あるいはこれを縮小するとか、こうい
うかっこうじゃ非常にまずいというふうな思ひ
かけです。だから、少なくともこの業務にあずか
っておられる皆さんは、事実は事実として、その事
実の上に立つて明確にこの事を処すという態度が
なかったら、実際は国民の生命は守られない、こ
ういふふうに感ずるわけですね。そういう点から実
は聞きたいと思ひます。それで、先ほどか
ら看護婦の問題が出てまいりました。看護婦不足
の問題というのは、深刻なこれは政治問題になり
、社会問題になっているのが現状だろーと思ひ
ます。これについていろいろな対策が考えられ、社
会ななかでも決議が出されたようですね。そうい
う中で、国立病院と療養所の場合ですが、これはど
うなんでしょうか。看護婦の不足率はどれくらいに
なっているのですか。

○政府委員(松尾正雄君) ここの五月でござい

ています。

ましたか、五月段階では、看護婦の充足は一〇〇％と申し上げていいと思います。これは御承知のように新しい卒業生等が入ってまいりますので、これは年度初めは非常にいい。しかし、途中でだんだん、抜けていく傾向がございます。しかしながら、昨年度の平均で九八％強という充足の状態になっております。

○岩間正男君 そうすると、九八％という不足数はどのくらいになりますか、絶対数は。

○政府委員(松尾正雄君) 約三百七、八十名程度になります。

○岩間正男君 そうすると、松尾さんのこの前の答弁によると、四十一年の試算では三万一千足らないと、こういうのが速記録に残っているわけですが、そうですね。四十三年十二月十三日の参議院社務でそういうことを言っている。そうすると、それからこの三年間で、三年間に三万人ばかりの充足ができたというわけですか、そういうことなんですか。

○政府委員(松尾正雄君) この四十二年でございしますが、三万一千人看護婦が不足しておるといのは、当時の日本の病院等の病床数、それに入っておる患者数をもとにいたしまして、それに四人に一人の看護婦を配置すると、こういう計算をいたしまして、そのときに勤務しておる者の差が三万一千名ということになります。その後の状態がどういうふうになるかということになりますと、たいへん複雑になってまいりますが、新規の卒業生は先ほどお答え申し上げておきましたように、三万人をこす程度の新卒業生が出ておるわけでございます。そのうちに学校に行く人や何かもございしますので、就業人口としては二万九千人程度でございします。それだけが実働としてその上にふえてくれば、すぐに解消できるわけでございます。けれども、実際は自然退職というものがございします。したがって、最近のそういう要請にもかかわらず看護婦の就業人口の増加というのは、年によって多少差がございしますけれども、大体一万五千を限度とする程度のふえ方でござい

ます。一方、病院の病床数というものが年平均いたしまして大体四万二千から四万三千床の増床がございします。その部分は新しい需要として看護婦を必要としてくる。そういう現状にございします。また病院の外來患者というふうなもの増加というものも当然その必要性を増大させる方向になっておりますので、その辺のところを見まして三万一千名というものが急速に縮まってきていますとは考えられないわけでございます。

○岩間正男君 これは資料を出してもらうのが一番いいと思うのです。先ほどのあなたの説明だと、最初は四人に一人と、こういうことだけれども、これにとらわれないで看護単位をきめたところ、そういうような配置で充足率が一〇〇％だということ、御答弁じゃないんですか。基礎が狂ってくれば、こういうことになる。これは三年前と違っているんですか。その上に立っているいまの充足率を言っているのか。だから、このところは、科学的な行政でなければいかぬというのは、その数字を明確に出してその基礎についてはつきりやって、それによってこれは検討しないといふもつと悪い。年間四万人もふえて、ベッドがふえていく。そして充足率、養成はそれに伴っていない。そういうものを何と説明の上でございしますか。さういふところで、結局四人に一人じゃあ悪いから、これは看護単位をきめた。看護単位というものはこれは非常にぐあいが悪くなっている。そういう形で現在はやや充足されておりますという答弁では、全然保健行政は私は科学的なそういう基礎の上に立っていないと思うんです。どうなんですか。

○政府委員(松尾正雄君) 先ほどの充足率と申しましたのは、国立病院等で看護婦の定員に対して減員が幾らいるか。こういう意味のつもりで充足率とお答え申し上げたわけで、したがって、国立病院の看護婦の定数と病床との関係でいえば、大体三・七ベッドに一人程度の看護婦の数字になっておりますわけでございます。その定数が、大体先ほど申し上げましたような割合で埋まってお

る。そういう意味の充足率と申し上げたのでございします。後段のほうで御指摘のございました看護単位というものを中心にして考えるということ、私は、私どもがこれからの看護婦の需給計画を立てる上のベースにしたい。それは単に、ベッド数を四で割っていくという単純なものでなく、看護単位の実際の即したものの積み上げでやっていきたい。こういう意味で申し上げておるわけでございます。

○岩間正男君 そうしますと、これは何です、ね。定数に対する充足率というように、いろいろいる年間ベッド数、ベッドがふえるとか、そういう条件というものは十分に加味された、そういう基礎の上に立っているということじゃないですか。

○政府委員(松尾正雄君) 国立病院、療養所についていえば、それぞれの病床の伸びなり、そういうことも見合ふようにそれぞれ定数をきめておるわけでございますので、その限りにおいて、大体見合せてふえておるというふうに考えてよろしいわけでございます。

○岩間正男君 民間を含めたらどうですか。民間を含めて全般的にどうなるか。

○政府委員(松尾正雄君) 民間を含めましたときに、先ほどの三万一千人というのが足りないといふふうなことでございします。

○岩間正男君 次に移ります。人事院判定の問題は非常に重要な問題になって、これを中心として医療関係の人たちが大きな問題を起こしているわけですね。そのために慶応病院の最近のあのような戦いも起こっております。それから日赤でも現在要求が激しくなっておりますね。

これと過般から問題になっておりましたが、八日と、それから複数夜勤、二、八というやつですね。この要求について、どういった一休調査をされているんですか。具体的にお聞きしますと、これは資料でもお願いしておったんでありますけれども、複数夜勤に必要な増員は、一体何人必要だと考えておりますか。

○政府委員(松尾正雄君) 二人夜勤というものと、一月に八日以内というふうな二つの条件を国立病院、療養所に当てはめまして、かりにこれを全病棟について実施をするという仮定に立てば、現在の定数をさらに一万人程度ふやさなければならぬということになるかと思ひます。

○岩間正男君 そうすると、その基礎ですね、その計算の基礎を明らかにしてほしい。二つに分けられます。一つは八日と、八日にすれば幾ら。そうしてさらにそれを二人以上、これは複数ですが、から三人の場合もあるわけですが、そういう場合に幾ら、それは基礎があるわけでしょう。あなたたちそれをせつかく膨大な、六百九十人もいる調査機関を持っておるわけですからね。そうすると、この統計で集めて検討されたと思う。そのデータがないということはこれは言えないだろうと思う。これは判定が下ったのは四十年でしよう、四年も経っているわけですね。足かけ五年ですから、五年の間にこの調査もしていないということ、私は、全然問題にならないと思ひますので、お持ちになっておるだろうと思ひます。お持ちになっておるものがなかなか出ないというところに私たちおかしな感じを持つのです。

まず最初にお聞きしますが、八日の場合どうなります。何人と考えています。何人必要は。資料出ないから実は困る。こんなのすぐ出るはずだよ。できていなければ問題にならぬはずですよ。

○政府委員(松尾正雄君) 国立病院、療養所の看護単位というものを八日制度にだけ限って計算をする場合ということでございしますが、現在行なっている一人夜勤なり二人夜勤の制度はそのままにする、据え置きにいたしまして、日数だけをそういうふうな減らし得るような人員を幾らにするというところでございしますが、大体千六百名程度でございします。

○岩間正男君 あなたたちの予算要求は何人だった。三年間で二千百人前後ですか。

○政府委員(松尾正雄君) ただいま八日だけにすると、そういう非常に厳密にくくったお話がござ

いましたのでそういうお答えを申し上げたわけでございます。私もとりあえず必要だと思いた二千百九十という、前にも申し上げたかと思いますが、その計画というものは、そのほか一人看護の体制の場合にはパトロールシステムといって、もう一人よけいな看護婦が夜勤に協力するという数も含めてでございます。でございますから、いまの体制で八日にしたら幾らかということと多少違っておるわけでございます。

○岩間正男君　そうすると、千六百人というのがあなたたちのあれですか。そうしていまのパトロールまで含めれば二百百人、それを三年間で充足する、それで七百人の要求をしたわけですか。その基礎はどうなんですか。これは計算の基礎、ちょっとデータを見せてもらいたいというのはそこなんです。はたしてそういうことですか、どうなんですか。何かありますか、あなたたちのところには数字が。

○政府委員(松尾正雄君)　計算の基礎というのは国立病院、療養所の全部看護単位というものがわかっておるわけでございます。その看護単位に一人夜勤、二人夜勤という形がございます。そこに何人の人間をふやせば平均の回数が八日になるということとを積み上げるわけでございます。

○岩間正男君　ちょっとお伺いしますが、看護単位というのはこれは何ですか。原則として守らなくちゃならないのですか。あなたたちのほうではつきり言っているじゃないですか。これは医療法施行規則第十九条にはどういふこととまっておりますんですか。

○政府委員(松尾正雄君)　看護単位ということばは法律上規定したものはございません。ただ、先ほども申し上げましたように、通例は一つのチームの看護婦が一人の指揮者の看護婦の中でめんどろを見る病棟の範囲、病床の範囲を看護単位と言っておるわけでございます。普通の場合にはこれがいわゆる一個病棟ずつの看護単位というふうに分けられる場合が通例でございますけれども、しかしながら、一つの病棟の建物がございまして

も、それを二つの単位に分けて、要するに二つのチームが分担して責任を持つていっているという場合もございまして。そういうものをいけば看護単位として、看護婦のいろいろな業務の計画の中には、実行上どこでもそういうものが入っている単位でございます。

○岩間正男君　これは何ですか、いま言いましたのが、医療法施行規則の十九条に、看護婦と患者の比率は四対一にする、こうなっておるわけですね。

○政府委員(松尾正雄君)　はい。

○岩間正男君　これは守られておりますか。

○政府委員(松尾正雄君)　すべての病院について四対一の——これは標準でございますけれども、標準が守られていいるかということになれば、なおそれに不足しているところが相当ございます。またそれよりも多く持っているところもございまして。

○岩間正男君　看護単位というのはどういふふうにきまっておりますか。いまの四対一では具体的に看護婦が足りない、守れないでしょう、そうでしょう。そのために今度は看護単位というものが新しくあなたのほうで考えられたのじゃないですか。

○政府委員(松尾正雄君)　そうではございませんで、四対一というのは一つの病院に置くべき看護婦の標準の数字でございます。したがって、たとえば四百ベッド、正確に申し上げれば、患者数が平均して四百人ということでございますけれども、その四百人という入院患者があれば、標準としては四で割った百人というのが入院部門としての看護婦としていなければならぬ。また外来に

ついては三十人に一人ということ看護婦を置かなければならぬということになっております。したがって、一つの四百なら四百という病院に、標準として百人の看護婦がいなければならぬということ、いまの医療法施行規則の標準ではございすけれども、その百名の看護婦さんをその病院の中でどういう配置で働かせるか、勤務を

させるべきかというときに出てくる単位が、いわゆる看護単位でございます。五十ベッドが普通でございすけれども、かりに五十床単位で切っておるとすれば、四百のベッドというものは八つの単位がある。その八つの単位というものはそれぞれ一単位ごとに、たとえば病棟主任婦長でございすとか、そういうリーダーと、その下に何人かの看護婦さん、准看護婦さん、あるいはまたその補助者というものがチームを組みまして、その五十ベッドの単位については、そのチームが責任をもって看護に当たる、こういうしなけなになっておるわけでございます。法律上の問題というよりも、看護業務というものの実態として計画するときに、現在いろいろの病院で全部行なわれているような単位でございます。

○岩間正男君　それでは数字を出してください。実際国立病院、療養所の場合、全体のベッドの数、これに対して四対一でいけば看護婦の数、それから具体的に実施されておる看護単位、この看護単位がくせ者です。看護婦がちゃんと充足されていけばこれはだいたい違ってくるわけでしょう。ところが最近看護単位を二つにすると三つ、これが複数になってから、実際の施行の上ではそういうやり方をやっていることが出てきているんじゃないですか。これが現状じゃないですか。そういう実情をあなたたちおつかみになっていないのか。

○政府委員(松尾正雄君)　御要望の、具体的に国立病院、療養所の看護単位が幾つあるかということとはわかりますので提出いたします。しかし、その看護単位というものは、私が需給計画を立てる上の基礎にしたというのは、決して私どもはそれくせ者として扱って扱ってはいません。むしろ四対一という形式な計算をしているときには、かえってほんとうの看護婦の必要量というものがつかみにくいということでございますので、その看護単位は積み重ねていけば、おそらく四対一よりもはるかに大きいというか、多くの看護婦がなければならぬ数字になります。それよ

り低くていいという数字にはおさまらない、そういう方向で看護単位をつかみたいと思っておりますので、決して値引きをするためにこの問題を取り上げるという事は考えておりません。

○岩間正男君　これは資料を出してもらわないで、そんなことを言ったって話にならぬわけですが、この看護単位というのは普通どうなんですか、一病棟をたとえば二つに割るとか、いろいろあるでしょうが、これは私たちがしろうとだから詳しく実態をつかんでいるわけじゃないけれども、しかし一人——結局、夜勤の場合どうですか、四十人とか五十人とか、そういうところを見るのじゃないですか。どういふふうになっているのですか、そういうところは。

○政府委員(松尾正雄君)　御指摘のとおりでございます。大体の一般の病院の通例の単位というのは約五十ベッド、五十床というものを一単位にしております。そこを一チームでもってやっている。

○岩間正男君　一チームというのはどのくらいですか。

○政府委員(松尾正雄君)　これはいろいろまちまちでございます。たとえば正確にいまの標準どおり四対一とすれば十二人か十三人の看護婦がそこに配置されているということになります。したがって、十二人なら十二人というチームが、日勤、夜勤というような交代勤務を、その中でローテーションをやっていくというのが普通のたてまえでございます。

○岩間正男君　たいいていま三交代ですね、それで深夜の夜勤、それから準夜勤といいますが、そういうような夜勤でなぜ二人でできないのですか。もう非常に目の子算で計算してみたら、これは一人というのはいかぬじゃないか。昼間は全部なんです。昼間の勤務が多くて夜はむろん少ないのだけれども。

○政府委員(松尾正雄君)　普通はそのとおりでございます。昼間のはうには、いわゆる患者の起きている時間としていろいろ看護の量がふえている

わけでございます。また診療補助、いろいろな治療なり処置なり診断なり、いろいろなことが昼間に行なわれておりますけれども、そういう意味で、やはりどうしても昼間の看護婦が多くなければならない。しかし夜間は、現在でも二人制をとった三人制をとったりして、その必要性に応じてやっている病院はたくさんあるわけでございます。それから、その必要に応じてやはり二人夜勤なり一人夜勤なりに振り分けている。どちらかといえば、夜間は患者さんは大体眠っている時間でございますから、病状観察なり、あるいは特別なときにもいつでも対応できるという形をとりながら、三交代をとりながら待機をしている、あるいは見回っておるといような姿になります。どうしても昼間に多くなるといことはやむを得ないことだと思います。

○岩間正男君 これは全く資料が出ないのでちょっと困ってしまうのだな。こういう議論をやっている、実際の資料で検討しなければ、数字の上に立たない。そうしてあなたたち結局二百百人の増員をすればこれは八日やれるのだ、そういうことで今度は要求したということになっているわけでしょう。どうも私は、すすんでやらぬとだめですよ、この問題は、それだけで充足できるかということになると、非常にこれは……。それからこれは実態調査なんです、それとも全体をトータルしてそれで計算したものでないですか。

○政府委員(松尾正雄君) 国立病院や療養所については、具体的に個々の病院ごとにわかっておりますから、そういう実態に基づいての計算でございいます。それが看護単位を使って全国の今後の需給状態というものを捕捉したいというときにはマクロの計算をいたしますから、これは実態というよりも看護単位というものを別の調査を使って計算することになります。

○岩間正男君 それじゃ、ここで一つのサンプルでいいですが、ちょっと言ってください。夜勤を判定に従って八日にするために二千百人が必要だという、それならば根拠を一応ここで明らかにしてください。

○政府委員(松尾正雄君) らい療養所、がんセンター等も含めまして、現在二人夜勤の看護単位というものが五百五でございいます。一人夜勤をやっている看護単位が千二百二、これにそれぞれ所要人員というものが二人夜勤の場合に八日にするためには幾ら要するのだということになりますと、大体一五・二人程度、小数点がかかっておりますけれども、そういう平均になるかと思っております。

○岩間正男君 これは八日のことですね。○政府委員(松尾正雄君) 八日でございいます。そういう形で積み上げてきている数字、さらにいま申し上げました一人夜勤というものが千二百二カ所の単位があるわけでございます。これはいきなり二人夜勤という形にはなかなか数字的にもまいりませんので、先ほど来申し上げましたようにこれをパトリールをつけよう、そうしてその二つの単位にさらに一人よけい人間が入ってまいりますから、千二百二という看護単位に分散いたしますと、そうすると、一単位〇・五人ということになります。そういう人間を加えますと、先ほどのように二千百人という数字でございいます。

○岩間正男君 これは昼と夜と全体の配置を見なければわからないですね。四対一のそういう看護婦の数がどういふふうに勤務の中で使われているか、一看護単位というものはあるかもしれないけれども、五十に対して何人それぞれやっているのか、そういう実情の実態をつかんだわけですか。その上のトータルをして、統計をとって、その上で数字を出したと、こういうことになるわけですか。

○政府委員(松尾正雄君) いまのこの看護単位というものは実態でございいますから、そのままそれを使っております。そしていまのような形で計算をしていって、そしてそれが現在の定員と幾らの差があるかという差し引きをして増員という形になるわけでございます。実態は積み上げた数字でございいます。

○岩間正男君 とにかくベッドの数は幾らなんですか、国立病院、療養所。

○政府委員(松尾正雄君) 国立病院で三万一千四百三十、国立療養所で六万一千八百というものが病床数でございいます。

○岩間正男君 まあ十万ですね、大体。これを五十で割った二千でしようが、看護単位。あなたのさきの計算では千五百、千六百にしかかっていない。だから、どうもそういうところ、これは数字をもらってやりましょう。しかし、目の子算でやってみたっておかしいですよ。その辺がおかしいですよ。ほんとうに科学的に実態をつかんでいのかどうか。私がいま計算をしてみたって大体十でしよう。十万を五十で割れば二千だ。二千ベッドあるはずでしよう、かりに。ところが先ほどの計算では二人の何でやっているのが五百五、それから一人でやっているのが千二百二、合わせれば千六百でしよう。こういうところが実情に合わない。それからこれは二千というものは、これは全体の数を割ったってこんなものは誤差があるのですから、これは二千五百くらいになるのですよ。

○政府委員(松尾正雄君) 看護単位というのは必ずしも五十でなければならぬというものでもございませぬし、ときには大きな単位を持っていても差しつかえない場合もある、それから特に代表的なものは、おそらく小児科とか、手術病棟というものはもう少し大きな単位が適当であろうというふうなことから、大きな単位が適当でございいますから、個々の病院ごとにそれぞれの一番適当と思われる単位を持っておるわけでございます。病院内で全部一律で、その病院については五十から五十でいくというものでもございませぬ。したがって、計算上はそういうふうなものもあると思えますけれども、これは現に国立関係で行なっておる単位を全部拾い出した数字を申し上げておるわけでございます。

○岩間正男君 そういうことになるわけでしょう。その後、単位が非常に移動したり、それから説明、あるいはそのときのやり方で移動して

く、ここに何かあるのです、魔術が。魔術があるのですよ。ここが非常に大きな問題になっているのです。その調査はどうかという、行って調べるのじゃないのですよ。そうでしょう。全部報告でしよう。ところが、報告を實際規則どおりやったらやらないところがある、たくさんあるわけですよ。人数が少なく報告がなければこれは足してしまいます。官庁統計というものは、由来こういうふうにしてきておる。実態把握といたって、その実態というのは、報告を求めて、そうして何というか、同じ系統の何をあげてくるのですから、ここで実態がつかめないというのは、残念ながらいまの官庁統計のこれは一つの大きな穴です。そういう上に立ってさえも、いまやっている、私はここで急にこれは計算をしてみても、それで最後こういう穴が出てくる、それを説明しておりますけれども、これはほんとうは共同調査でもやらなければ話にならないのですよ。そこを徹底的にやることなしには、ほんとうにこの問題を検討、解決することはできない、これが一つですよ。

○政府委員(松尾正雄君) 私どもはやはり七百名の要求をしたのだが、二百六十一人に切られたのです。そうすね。これはあなたたちどう思っておりますか。

○政府委員(松尾正雄君) 私どもはやはり七百名の要求をいたしましたわけでございますから、それがそれよりも減っているということは、私どもとしてはまことに残念でございいます。

○岩間正男君 全く不完全なものさへもやっていない。そこで、これは主計局にお伺いします、これはどういふことなんです、二百六十一人に切ったという根拠を明らかにしてください。

○説明員(辻敏一君) 予算折衝の段階におきましては、いろいろの数字がございいます。しかし、政府として決定いたしましたのは、先般御審議をいただきました成立いたしました四十四年度予算の数字でございいます。この数字は、ただいまお示し

がございまして、直接、夜勤体制の改善の分といたしましては二百六十一名でございいます。

○岩間正男君 説明、あるいはそのときのやり方で移動して

く、ここに何かあるのです、魔術が。魔術があるのですよ。ここが非常に大きな問題になっているのです。その調査はどうかという、行って調べるのじゃないのですよ。そうでしょう。全部報告でしよう。ところが、報告を實際規則どおりやったらやらないところがある、たくさんあるわけですよ。人数が少なく報告がなければこれは足してしまいます。官庁統計というものは、由来こういうふうにしてきておる。実態把握といたって、その実態というのは、報告を求めて、そうして何というか、同じ系統の何をあげてくるのですから、ここで実態がつかめないというのは、残念ながらいまの官庁統計のこれは一つの大きな穴です。そういう上に立ってさえも、いまやっている、私はここで急にこれは計算をしてみても、それで最後こういう穴が出てくる、それを説明しておりますけれども、これはほんとうは共同調査でもやらなければ話にならないのですよ。そこを徹底的にやることなしには、ほんとうにこの問題を検討、解決することはできない、これが一つですよ。

○政府委員(松尾正雄君) 私どもはやはり七百名の要求をしたのだが、二百六十一人に切られたのです。そうすね。これはあなたたちどう思っておりますか。

○政府委員(松尾正雄君) 私どもはやはり七百名の要求をいたしましたわけでございますから、それがそれよりも減っているということは、私どもとしてはまことに残念でございいます。

○岩間正男君 全く不完全なものさへもやっていない。そこで、これは主計局にお伺いします、これはどういふことなんです、二百六十一人に切ったという根拠を明らかにしてください。

○説明員(辻敏一君) 予算折衝の段階におきましては、いろいろの数字がございいます。しかし、政府として決定いたしましたのは、先般御審議をいただきました成立いたしました四十四年度予算の数字でございいます。この数字は、ただいまお示し

がございまして、直接、夜勤体制の改善の分といたしましては二百六十一名でございいます。

しかしながら、別途、国立病院におきましては、新生児——赤ちゃんの看護のために七十名の増員を行なっております。この増員は、病棟勤務者でございまして、したがって、夜勤のローテーションに加わることになるのでございまして、結果といたしましては、夜間勤務体制の改善のための増員になるわけでございまして。したがって、実質的には七十名を加えて三百三十一名になるわけでございまして。なお、そのほか看護婦につきましては、いろいろ増員を行なっておりまして、全体といたしましては四百六十一名の増員、かようなことに相なっております。

○岩間正男君 これはまあ予算が通ったから、あなたたちはここで大きな気になってさういうことを言うのだけれども、これで四百四十一名、まあいろいろ説明をされたのだけれども、二百六十一人という数は、国立療養所とそれから国立病院全部で二百六十一ですね、たしかさうでしょう。一人なんだから、一人入れて一体これはできますか。そんなら夜勤八日に変えるということですか、いま平均何人になっているんですか、一人何日になっていますか、いまの統計では。

○政府委員(松尾正雄君) 約九日でございます。

○岩間正男君 九日——九・四ですね。そうすると、九・四日を一・四だけ縮めると、さういうことのために、いまの一つの病院に看護婦一人の増員をやったのはできるんですか、この基礎はどうかというのです。これはさうばんの上からどうしてもやらなければならなかった、こういうことだけでいいか、この切実な問題というのは、どれほど認識されているか、主計局、賃金の問題、あとでこれは話を出しますけれども、これが実際の医療労働者、ことに看護婦たちに対して重い負担になっている、心身をむしばんでおる、家庭が破壊されているのですから。それでやめていく人も非常に多くなってきたりしますし、そういう実態をカバーできているんですか。しかもそれだけじゃない。その結果は、全くこれは患者の生命に關することなんです。大きくいえば国民の命に

關する問題なんです。こういうような問題をこういう形で片づけていくというやり方で、大蔵省の大なたをふるやり方で医療行政をまかなえると考えておりますか。だから私が聞きたいのは、二百六十一人というものの根拠をはっきり言ってもらいたい。これは根拠なしにはできないことだが、根拠があつて、さういふ根拠で二百六十一人にしました、七百人の要求を三分の一切りしましたと、これは国民を納得させなきゃならない。官庁相互だけのあなたたちの話し合いでどうしようという問題じゃないのです。どうですか。

○説明員(辻敬一君) ただいまの点につきまして、二点、問題があるかと存じます。第一の点は、私どももいたしましては、職員の配置の適正化でございまして、さういふことによりまして、さういふような運用面の改善余地があるというように判断しております。この点が第一点でございます。

それから第二点は、御承知のように、看護婦の総数が全体として不足いたしております。したがって、実際問題として一挙に国立病院、療養所の増員をするということは困難な実情にございまして。したがって、私どももいたしましては、全体としての需給状況をにらみながら、運用面の改善と相まちまして夜勤体制の改善につとめてまいりたい、かような考え方です。予算編成に当たったわけでございまして。

○岩間正男君 私は教務的な根拠を出してもらいたいんですが、あなたがここで目の子算で、ここで説明できればいいというあなただけの説明で、問題にならぬ説明でしょうか。職員の配置改善をやつて、それじゃ職員を夜勤させるんですか。看護婦さんが足りなくて、それでぎゅうぎゅうのところ、御承知のように九・四日やっているわけでしょう、一人でね。ひどいのは十六日やっているとすよ。それをどんなに配置したって看護婦の仕事でございまして。問題違うんです。だから、さういふことではこれは話にならないのであつて、さういふ基礎的根拠によつて、ちゃんとこれでと

にかく厚生行政はまかなえる、医療行政はまかなえるんだ、さういふ見解をやっぱりここで持つて言えるような、さういふあなたの方でなければ国民は納得しないんです、さうでしょう。全くこれは目の子算なんだ。そして非常にこれは機械的な、二百六十一病院と療養所があるんだから、国立に対して一人づつ割り当てるとさういふことで、こんなこと、これを引き受けてくる厚生省も厚生省だと思ふんです。しかも、一体この数というのは実際の要求、実情に合わない、合わない低いものだ。その低いものを出して、さういふこともその要求の三分の一に切られておる。さういふことでこのしわ寄せが一体どこに行っているんですか、いま。このところをはっきり考えなきゃならぬのです。なぜ一体看護婦の問題が今日切実な問題になつてきているんですか。これは答弁しろといつたつて無理でしょう、大臣もいないのだから。さういふ点について、いまのような説明では、これは絶対納得できません。国会も納得できない。国民も納得できないんです。さういふところにかく皆さんの何か穴がある。それでまかり通つたつて話にならぬと思う。

もう一つお聞きしたい。複数以上にするため、二人以上にするために、これはあなた千百二人と言われましてね、さういふことはいかぬでしょう。ここでの荒っぽい暗算みたいなもので、厚生省の数字によりまして、現在の九・四日を八日にすれば、つまり一・四日を解消するといふと二千二百人が必要だと、かりにこの計算に従うとしますか、逆算すれば、八日でするには一万二千八百人必要じゃないですか。実際はそんなことじゃない。この倍以上もこれは要るんだらうし、ここは数字を持っていくわけじゃないからさういふことはできませんけれどもね。実際そんな形で、この複数夜勤の問題解消できますか。いまの九・四日の夜勤をこれを八日にする。それよりも人数は少なくとも間に合うという計算ですね、さっきの御答弁では、複数夜勤で、さういふことですか。

○政府委員(松尾正雄君) それより少なくて済むと申し上げたつもりはございせんが、一人夜勤の単位は千百二人という看護単位というのがありまして、算出の基礎で申し上げたわけでございまして。それをこなすために、それでいいということをお申し上げたつもりはございせん。

○岩間正男君 どのくらい要るんですか。

○政府委員(松尾正雄君) 全部を、かりに残らずという仮定に立つた場合には、やはり先ほど申し上げましたように一万人前後になると思ひます。

○岩間正男君 これは計算できておられますか。

○政府委員(松尾正雄君) この問題は現実性という問題からいへば多少極端な例をいま申し上げたわけでございます、一人夜勤でまかない得るものと、それから二人夜勤を必要とする病棟というものがあるわけでございまして。さういふものが人事院判定にも出ておりますので、さういふものを最終的に具体的にどこまでなるかということがございまして、判定の数字にはならぬと思ひます。しかし、それを一応のけて、いまの病棟単位というものを前提にして計算すれば、さういふ仮定に立てば、さういふ計算ができるわけでございます。

○岩間正男君 この点について、これは医療の労働者ですね、全医労、医療協、さういふところと話し合つたことはいままであると思ふんですが、さういふ点で共同調査でもする考えはないんですか。共同調査をやれば、私はサンブルのあれよりもある程度のもので出さるだらうと思ふんですがね。さういふことをしないでこの問題で論争をやつても問題はそんなところはないと思ふんです。どうなんですか。ともかくいまの人事院判定を、これをどうしても解消するというのが非常に私は直接国民の保健のために必要な問題であると同時に、看護婦不足というものすごいネックになっている問題を解決するためには、やはりこの辺から手をつけていかなくちゃ話にならぬと思ふんです。どうなんですか、さういふ点。

○政府委員(松尾正雄君) 私どもが国立機関等について持っております資料というものは相当正確

なものを集めているわけでございまして、一般の行政報告というようなものとはかなり違って、直轄のものでございますから、いろいろな形で正確な数字というものが常時つかみ得るわけでございます。したがって、そういうことに關する限りは非常に信憑性の高い数字を使って私どもは計算していると考えております。

○岩間正男君 複数夜勤について一万人以上必要だということを認められたんだが、そうすれば基礎数字はあるんでしょうか、あなたの場合。

○政府委員(松尾正雄君) いま申し上げましたように、そういう看護単位というものは国立機関では正確にわかっております。しかも二人夜勤をやっているところと一人夜勤をやっているところの単位というものも、先ほど申し上げたようにわかっておるわけでございます。それをもとにして計算をしていけばできる、当然のことでございます。

○岩間正男君 しかし、資料としては出せないという官房長のお話がありました。これはどういうことなんですか。

○政府委員(松尾正雄君) そういう計算をしていけば全部できるわけでございますから、出さないと官房長が申し上げているわけではございませんで、少しおくれますというのを御了解いただきたいというふうに申し上げたはずなんでございます。

○岩間正男君 いいですか、官房長、それは出せないとおと一言われた。

○政府委員(戸澤政方君) 出せないと申し上げたわけではございませんで、できるだけのは出したいと思つて作業をしております、若干おくれておりますので、来週までお待ち願いたいということですよ。

○岩間正男君 それではきょうは、とにかくこれじゃ基礎がないのだから、やはり科学的な行政について迫る努力をしなくちゃね。そのためにはあなたたちそういう機構を持っているんだから、それを隠しておく理由はないわけですよ。これはど

んどん出して、おおらかに論議の対象にして、その上に立ってやらぬから、結局大蔵省にだって負けてしまうのであって、そういうことでは話にならないですよ。われわれは何も厚生省を擁護する立場に立っているわけじゃない。しかし事實は事實です。客観的な事實です。そうしてそのところに迫らなければ、日本の保健行政などというのは成り立たないでしょうがね。それをそのときの政府の政策や重点政策の陰にされて、そうして国民の健康が犠牲にされていったんではたまらないんです。福祉国家もへちまもない。特に医療制度の抜本的改悪が事実上行なわれている現状だから、そういう点から考えれば、これに対してはつきり対決するには現実をつかまなくちゃならない。私はとりあえず人事院判定、すでに五年をかけますから、この五年おくれしている問題についての基礎的なつまり調査、それに伴うところの厚生省としての方針、これをどうするのか。いまのところは単に八日夜勤だけの問題を部分的にちよつと申しわけのに解決しようたつて、これは話にならないので、複数夜勤の問題と、とにかくはつきりこの二つを総合して、そういうような方針についてはつきり出してもらいたい。数の上に立つた、そうして科学的な見通しのある、そういう方針をきょうはとりあえず要望しておきまして、この次の機会に譲らしていただきます。

これで終わります。

○委員長(八田一朗君) 本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時散会

昭和四十四年六月二十一日印刷

昭和四十四年六月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局